

代表者氏名 相原 昌弘
 指定番号 1238
 商号又は名称 株式会社純和興業
 営業所所在地 相模原市緑区相原3丁目3-12
 代表者氏名 二丹田 純一
 指定番号 1239
 商号又は名称 コウセイ
 営業所所在地 横浜市青葉区鉄町1880番地1
 代表者氏名 加藤 強

川崎市上下水道局告示第18号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和6年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

- 1 指定番号 第1943号
 氏名又は名称 共栄住宅設備
 住 所 川崎市高津区久末1938番地1 久末表
 B住宅1号棟804
 代表者氏名 菊川 陽介
 指定年月日 令和6年4月1日
 有効期限 令和11年3月31日
- 2 指定番号 第1944号
 氏名又は名称 株式会社青田設備
 住 所 東京都八王子市暁町1-30-6 メゾンタケダ101
 代表者氏名 青田 知也
 指定年月日 令和6年4月1日
 有効期限 令和11年3月31日
- 3 指定番号 第1945号
 氏名又は名称 株式会社KANSUI
 住 所 千葉県船橋市本町七丁目25番15号シンエイ第7船橋マンション202
 代表者氏名 富岡 一夫
 指定年月日 令和6年4月1日
 有効期限 令和11年3月31日
- 4 指定番号 第1946号
 氏名又は名称 スペシャルアクアダクトサービス
 住 所 横浜市緑区寺山町640番地7
 代表者氏名 遠藤 康弘
 指定年月日 令和6年4月1日
 有効期限 令和11年3月31日
- 5 指定番号 第1947号

氏名又は名称 株式会社アルファ総合建設
 住 所 埼玉県草加市金明町734番地3
 代表者氏名 島村 幸雄
 指定年月日 令和6年4月1日
 有効期限 令和11年3月31日

6 指定番号 第1949号
 氏名又は名称 合資会社フィールライク
 住 所 川崎市中原区下小田中三丁目13番8
 代表者氏名 饗庭 啓之
 指定年月日 令和6年4月1日
 有効期限 令和11年3月31日

川崎市上下水道局告示第19号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和6年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

- 1 指定番号 第1260号
 氏名又は名称 株式会社N e o x
 住 所 東京都町田市金森東四丁目21番8号
 代表者氏名 (新)高山睦
 (旧)高山新
 记录年月日 令和6年2月1日
- 2 指定番号 第1287号
 氏名又は名称 株式会社スイドウサービス
 住 所 大阪市城東区野江4-1-8-402
 代表者氏名 (新)山下道男
 (旧)森井雅人
 记录年月日 令和5年12月19日
- 3 指定番号 第1365号
 氏名又は名称 株式会社蓮
 住 所 東京都品川区南大井六丁目19番10号
 代表者氏名 (新)西崎達也
 (旧)西崎友堅
 记录年月日 令和6年2月20日
- 4 指定番号 第1662号
 氏名又は名称 スイドウキンキュウセンター
 住 所 (新)横浜市緑区霧が丘六丁目22番地14第二グリーンハイツ203号
 (旧)横浜市泉区中田東一丁目33番31号ヴィラ東原2-105
 代表者氏名 鈴木信行
 记录年月日 令和6年1月16日

5 指定番号 第1765号	氏名又は名称 有限会社日新工業 住所 (新) 川崎市多摩区登戸1919番地 (旧) 川崎市多摩区中野島四丁目2番26号 代表者氏名 (新) 須藤 ゆう樹 (旧) 須藤 正巳 変更年月日 (住所) 令和5年2月1日 (代表者氏名) 令和5年9月29日
6 指定番号 第1804号	氏名又は名称 株式会社ワーキングゲート 住所 東京都渋谷区南平台町15番地15-8F 代表者氏名 (新) 伊藤 志伸 (旧) 松島 祐太郎 変更年月日 令和5年10月6日

川崎市上下水道局告示第20号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定の廃止を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和6年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第1105号	氏名又は名称 関東設備有限会社 住所 神奈川県平塚市田村四丁目19番20号 代表者氏名 糟谷 次郎 廃止年月日 令和6年1月31日
2 指定番号 第1825号	氏名又は名称 株式会社ザイマックス 住所 東京都港区赤坂一丁目1番1号 代表者氏名 吉本 健二 廃止年月日 令和6年2月29日

川崎市上下水道局告示第21号

公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始について

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定により、次のとおり告示します。

令和6年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 年月日	令和6年3月29日
2 終末処理場の位置及び名称	

- (1) 幸区南加瀬4丁目40番22号
加瀬水処理センター
- (2) 中原区宮内3丁目22番1号
等々力水処理センター
- (3) 麻生区上麻生6丁目15番1号
麻生水処理センター

3 排除施設の方法

- (1) 合流式
- (2) 分流式

4 区域

- (1) 合流式(加瀬水処理センター)
中原区今井西町1番地の一部
高津区子母口の一部
- (2) 分流式(等々力水処理センター)
高津区久末の一部
宮前区菅生2丁目の一部
宮前区平3丁目の一部
宮前区野川本町1丁目の一部
宮前区東有馬4丁目の一部
多摩区登戸の一部
多摩区菅仙谷1丁目の一部
多摩区菅馬場1丁目の一部
多摩区生田8丁目の一部
多摩区堰3丁目の一部
多摩区東生田4丁目の一部
麻生区高石6丁目の一部
- (3) 分流式(麻生水処理センター)
麻生区片平4丁目の一部
麻生区古沢の一部
麻生区上麻生6丁目の一部
麻生区上麻生7丁目の一部
麻生区上麻生5丁目の一部
麻生区下麻生1丁目の一部

5 縦覧

- (1) 開始日時
令和6年3月29日
- (2) 場所

川崎市上下水道局中部下水道事務所

川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所

川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所

上下水道局公告**川崎市上下水道局公告第25号**

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月19日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	上丸子山王町地区ほか下水枝線第1号工事
	履行場所	川崎市中原区上丸子山王町1丁目、上丸子八幡町地内ほか
	履行期間	契約の日から340日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和5・6年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和6年4月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	野川本町2丁目200mm～75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：宮前区野川本町2-33-21先 至：高津区東野川2-2-5先 ほか3件
	履行期間	契約の日から310日間
		<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>
参加資格	契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	入札日時等	令和6年4月15日 午後1時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	入札保証金	免
契約書作成	契約書作成	要
入札の無効	入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	その他	<p>本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「野川本町2丁目200mm～75mm配水管布設替工事」、「虹ヶ丘1丁目350mm～100mm配水管布設替工事」又は「鋼管通4丁目150mm～75mm配水管布設替工事」のいずれか1</p>

その他の

件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。

(2) 落札候補者決定は、「野川本町2丁目200mm～75mm配水管布設替工事」、「虹ヶ丘1丁目350mm～100mm配水管布設替工事」、「鋼管通4丁目150mm～75mm配水管布設替工事」の順に行います。

(3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。

詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	虹ヶ丘1丁目350mm～100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区虹ヶ丘1-24-1先 至：麻生区虹ヶ丘1-21-2先 ほか2件
	履行期間	契約の日から245日間
<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。</p>		
参考資料		

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年4月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他の 事項	<p>本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は、「野川本町2丁目200mm～75mm配水管布設替工事」、「虹ヶ丘1丁目350mm～100mm配水管布設替工事」又は「鋼管通4丁目150mm～75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、「野川本町2丁目200mm～75mm配水管布設替工事」、「虹ヶ丘1丁目350mm～100mm配水管布設替工事」、「鋼管通4丁目150mm～75mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。</p> <p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p>

(案件4)

競争入札に付する事項	件名 鋼管通4丁目150mm～75mm配水管布設替工事 履行場所 自：川崎区鋼管通4-1-19先 至：川崎区鋼管通4-13-12先 ほか1件 履行期間 契約の日から250日間
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。</p> <p>(3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。</p> <p>ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。</p> <p>イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。</p> <p>ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。</p> <p>※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。</p> <p>(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>

参 加 資 格	(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	契約条項を示す場所等 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年4月15日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本工事は、「川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式」対象案件です。 (1) 入札参加者は、「野川本町2丁目200mm～75mm配水管布設替工事」、「虹ヶ丘1丁目350mm～100mm配水管布設替工事」又は「鋼管通4丁目150mm～75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「野川本町2丁目200mm～75mm配水管布設替工事」、「虹ヶ丘1丁目350mm～100mm配水管布設替工事」、「鋼管通4丁目150mm～75mm配水管布設替工事」の順に行います。 (3) 本工事の落札候補者となった者は、以降に落札候補者を決定する本方式対象案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式実施要領」第3条の規定に該当する場合は、この限りではありません。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	入江崎総合スラッジセンター管理棟ほかトイレ改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区塩浜3-24-12
	履 行 期 間	契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。	

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。） ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	契約条項を示す場所等 財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
	入札日時等 令和6年4月15日 午後2時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
	入札保証金 免
	契約書作成 要
	入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	その他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 戸手ポンプ場ポンプ棟外壁塗装改修その他工事
	履行場所 川崎市幸区戸手4-4-2
	履行期間 契約の日から令和7年3月14日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。
	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
	(5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。
	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。
	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）

参 加 資 格	を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。
	また、本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません(別に定める場合は、この限りではありません。)。
	ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。
	本工事の請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
	なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	契約条項を示す場所等 財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
	入札日時等 令和6年4月15日 午後2時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第26号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月26日

川崎市上下水道事業管理者 大澤太郎

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	大師駅前1丁目350mm～100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：川崎区大師駅前2-4-2先 至：川崎区大師駅前1-17-1先
	履行期間	契約の日から215日間
	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	
参 加 資 格	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。 (7) 令和5・6年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参 加 資 格	(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
	(10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。
	(11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※ 当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。） ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
	契約条項を示す場所等 財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
	入札日時等 令和6年5月7日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
	入札保証金 免
	契約書作成 要
	入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
	そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	登戸土地区画整理地区下水枝線その24工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区登戸地内
	履 行 期 間	契約の日から135日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※ 上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	
	(4) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和5・6年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和6年4月16日 午後1時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他の	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第1号

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に

関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年交通局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第27条を第29条とし、第23条から第26条までを2条ずつ繰り下げる。

第22条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第24条とする。

第21条の見出し中「期末」を削り、同条中「地域手当の額」の次に「並びに第16条において読み替えて準用する期末手当等規程第4条第2項に規定する局長が別に定める給料及び地域手当の額」を加え、同条を第23条とする。

第20条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第18条の前の見出し中「在職期間」の次に「及び勤務期間等」を加え、同条に次の2項を加え、同条を第20条とする。

3 第16条において準用する期末手当等規程第4条の2に規定する勤務期間は、基準日以前6箇月以内の期間に条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（以下「勤勉手当に係る勤務期間」という。）とする。

4 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間並びに期末手当等規程第5条第4項第1号、第4号及び第6号から第11号までに掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間を除算する。こ

の場合において、期末手当等規程第5条第4項第6号中「条例第12条第1項の規定」とあるのは「会計年度任用職員給与規程第7条の規定」と、「職免条例第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより給与を減額された場合にあっては、局長が別に定める期間に限る。」とあるのは「病気休暇により勤務しなかった期間及び局長が別に定める期間を除く。」と、同項第9号中「川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成元年交通局規程第6号。以下「勤務時間等規程」という。）第12条の2の規定」とあるのは、「会計年度任用職員勤務時間規程第12条の規定」と、同項第10号中「勤務時間等規程第12条の5の規定」とあるのは、「会計年度任用職員勤務時間規程第13条の規定」と読み替えるものとする。ただし、同項第8号若しくは第12号（第8号に係る部分に限る。）に掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間のみ除算されることとなる場合において、それらの期間が30日未満である場合は、当該期間を除算しないものとする。

第17条に次の1項を加え、同条を第19条とする。

2 第16条において準用する期末手当等規程第2条第2項の規定により勤勉手当の支給を受けるべき職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員（当該基準日において期末手当の支給の対象となる者に限る。）となった職員

第16条中「、前条」を「、第15条」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第18条とする。

2 基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、それぞれの基準日において、次に掲げる者については、第16条の規定は適用しない。

(1) 当該会計年度（6月に支給する勤勉手當にあっては、前会計年度（12月2日から3月31日までの期間に限る。）の期間を含む。）内において、条例の適用

を受ける職員（特別職非常勤職員を除く。）又は市条例若しくは給与条例の適用を受ける職員として任用される期間（次に掲げる期間を除く。）が通算して6箇月に満たない者

- ア 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として任用される期間
 - イ 基準日前1箇月以内に退職し、条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間
 - ウ 基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間
- (2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない者（前号に規定する者を除く。）
- (3) 期末手当等規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

第15条の次に次の3条を加える。

（勤勉手当）

第16条 期末手当等規程第2条、第4条第1項及び第2項、第4条の2、第14条並びに第15条の規定は基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員について準用する。この場合において、期末手当等規程第4条第1項中「第4条の3又は第4条の4に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）」とあるのは、「川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年交通局規程第15号。以下「会計年度任用職員給与規程」という。）第16条の2に規定する成績率」と、期末手当等規程第4条第2項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除した額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員にあっては「局長が別に定める給料及び地域手当の額」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の成績率）

第16条の2 成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、局長が別に定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の108.5以上100分の116未満
 - (2) 勤務成績が良好な職員 100分の101
 - (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の95以下
- 2 前項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、局長が別に定める。

第17条 前条に定めるもののほか、会計年度任用職員の

勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第2号

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する
規程

川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程（昭和38年交通局規程第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の118.5」を「100分の116」に、「100分の210」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の118.5」を「100分の116」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の101」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

第6条の2第1項中「在職期間」の次に「及び勤勉手当に係る勤務期間」を加え、同項第1号中「在職した期間」の次に「期末手当に係る在職期間にあっては」を、「当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間」の次に「、勤勉手当に係る勤務期間にあっては基準日前1箇月以内に退職し、条例第15条において準用する条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間」を加え、同項第2号中「会計年度任用職員の給与等に関する条例」を「川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例」に改め、「在職した期間」の次に「期末手当に係る在職期間にあっては」を、「当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間」の次に「、勤勉手当に係る勤務期間にあっては基準日前1箇月以内に退職し、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の2において準用する市条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間」を加え、同条第2項中「第5条

第2項」の次に「及び第4項」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第3号

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程

川崎市交通局被服規程(昭和43年交通局規程第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号イ中「、夏用つなぎ型作業衣」を「、夏用作業衣(つなぎ型又はセパレート型)」に改め、「作業帽」の次に「(腰付八角型又はキャップ型)」を加える。

別表を次のように改める。

別表(第2条、第3条、第6条関係)

所属	被貸与者	貸与品	貸与期間	貸与数	貸与時期	着用期間
営業所	所長	夏ズボン	2	1	5月	6/1~9/30
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1	5月	6/1~9/30
		制服上着	3	1	9月	10/1~5/31
		制服ズボン	3	1	9月	10/1~5/31
		ワイシャツ又はブラウス	1	1	9月	10/1~5/31
		帽子	永	1	9月	通年
		帽章	永	1	—	通年
		ネクタイ	永	2	—	通年

事務職員 (所長を除く。)	夏ズボン 半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	2 1	1 1	5月 5月	6/1~9/30 6/1~9/30
運転手	制服上着	3	1	9月	10/1~5/31
	制服ズボン	2	1	9月	10/1~5/31
	ワイシャツ又はブラウス	1	1	9月	10/1~5/31
	帽子	永	1	9月	通年
	帽章	永	1	—	通年
	ネクタイ	永	2	—	通年
誘導員	夏ズボン 半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1 1	1初2 1初3	5月 5月	6/1~9/30 6/1~9/30
	制服上着	3	1初2	9月	10/1~5/31
	制服ズボン	2	1初2	9月	10/1~5/31
	ワイシャツ又はブラウス	1	2初3	9月	10/1~5/31
	防寒衣上着	6	1	10月	11/1~3/31
	ベスト	3	1初2	9月	通年
	帽子	3	1	9月	通年
	帽章	永	1	—	通年
	ネクタイ	永	2	—	通年
整備係長	夏用作業衣(つなぎ型又はセパレート型) つなぎ型作業衣 ジャンパー	3 1 3	1初2 1初2 1	5月 9月 10月	6/1~9/30 10/1~5/31 11/1~3/31
	作業帽(腰付八角型又はキャップ型)	1	1	5月	通年
整備員	夏用作業衣(つなぎ型又はセパレート型) つなぎ型作業衣 インナーナンギ	1 1 2	2初5 2初5 1初2	5月 9月 10月	6/1~9/30 10/1~5/31 11/1~3/31

		ジャンパー 作業帽(腰付八角 型又はキャップ 型)	2 1	1 2初3	10月 5月	11/1~3/31 通年			
自動車部 管理課	技術職員	作業服シャツ	1	1	5月	6/1~9/30			
		夏作業帽	4	1初2	5月	6/1~9/30			
		作業服上衣	2	1	9月	10/1~5/31			
		冬作業帽	4	1初2	9月	10/1~5/31			
		防寒衣(コート)	6	1	11月	11/1~3/31			
		作業服ズボン	1	1	9月	通年			
		安全靴(短靴)	3	1	9月	通年			
運行管理 業務手当	従事した日1日 につき		150円	運行管理者資格者証の交付を受け、かつ、運行管理者に選任されている職員が1暦日に3時間以上運行管理業務に従事したとき					
		隔日勤務 手当	1,000円	営業所事務職員が隔日勤務(勤務の途中で勤務地での仮眠を伴い、1回の勤務時間が15時間30分かつ拘束時間が20時間以上の勤務)に従事したとき					

別表の次に次の様式を加える。

備考

- 1 「初2」等の表示は、被服を貸与される職種となった初年度の貸与数を表す。「初2」は「初年度に限り2着貸与」として読むものとする。
- 2 貸与品の制服上着、制服ズボン、夏ズボン、ベスト及び帽子については、男性用と女性用とでは仕様が異なる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第5号

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給

規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程(昭和40年交通局規程第11号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(手当の支給手続)

第6条 職員が別表に規定する特殊勤務(中休勤務を除く。)に従事したときは、特殊勤務手当等実績簿(別記様式)に従事業務の内容等を記録しなければならない。

2 所属長は、毎月の特殊勤務手当等実績簿(別記様式)を企画管理部庶務課担当課長(労務担当)に提出しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

種類	基準	金額	適用
中休手当	中休勤務のうち、乗務時間を除いた中休10分につき	25円	常時乗合自動車に乗務する職員が中休勤務に従事したとき

別記様式(第6条関係)

令和6年月日										
日 曜 日	公 休 日	休暇		勤怠		特殊勤務手当		申請者	係長 副所長	所長
		開始時間 終了時間		午前	午後	運行 管理	隔日 勤務			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										

日 曜 日	公 休 日	休暇 開始時間 終了時間	勤怠		特殊勤務手当		申請者	係長 副所長	所長
			午前	午後	運行 管理	隔日 勤務			
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
実施回数			運行管理登録		隔日勤務		算定用		
支払コード			費目コード		項目コード・氏名				

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第6号

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年交通局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、1週間の勤務日数」を「、所定勤務日数(1週間の勤務日数が定められている者にあっては1週間の勤務日数、それ以外の者にあっては1年間の勤務日数(一の休暇年度において、第4条第2項の規定に基づき勤務時間が割り振られることとなる日数をいう。)。以下同じ。)」に改め、同条第2項及び第3項中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第1中

「

1週間の勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を

「

所定勤務日数
1週間の勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

に改める。

別表第2中

「

1週間の勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を
「

所定勤務日数	
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から216日まで
3日	121日から168日まで
2日	73日から120日まで
1日	48日から72日まで

」

に改める。

別表第4中

「

1週間の勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を
「

所定勤務日数	
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から216日まで
3日	121日から168日まで
2日	73日から120日まで
1日	48日から72日まで

」

に改め、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第5の13の項中「7月1日」を「6月1日」に改める。

別表第5の付表第2中

「

1週間の勤務日数	7月1日から9月30日までにおける任用期間の月数		
	3月	2月	1月
5日以上	5日	3日	1.5日
4日	4日	3日	1.5日
3日	3日	2日	1日
2日以下	0日	0日	0日

」

を

「

所定勤務日数	6月1日から9月30日までにおける任用期間の月数		
	3月以上	2月	1月
1週間の勤務日数	3月以上	2月	1月
5日以上	217日以上	5日	3日
4日	169日から216日まで	4日	3日
3日	121日から168日まで	3日	2日
2日以下	120日以下	0日	0日

」

に改め、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に、「7月1日」を「6月1日」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の6月1日から10月31日までにおける任用期間（局長が定める期間を含む。）が30日未満の場合の日数は、0日とする。

別表第5の付表第3中

「

1週間の勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を

「

所定勤務日数	
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から 216日まで
3日	121日から 168日まで
2日	73日から 120日まで
1日	48日から 72日まで

」

に改め、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

別表第5の付表第4中

「

1週間の勤務日数
5日以上
4日
3日
2日
1日

」

を

「

所定勤務日数	
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数
5日以上	217日以上
4日	169日から 216日まで
3日	121日から 168日まで
2日	73日から 120日まで
1日	48日から 72日まで

」

に改め、同表備考中「1週間の勤務日数」を「所定勤務日数」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第7号

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年交通局規程第21号)の一部を次のように改正する。

第7条ただし書を削る。

第8条中「第12条」を「第11条」に改める。

別表第3中「7月1日」を「6月1日」に改める。

別表第3の付表中

「

1週間当たりの勤務日数
5日
4日
3日
2日
1日

」

を

「

所定勤務日数	
1週間の勤務日数	1年間の勤務日数
5日	217日以上
4日	169日から 216日まで
3日	121日から 168日まで
2日	73日から 120日まで
1日	48日から 72日まで

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程(昭和41年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

第2条中「第243条の2の2第1項後段」を「第243条の2の8第1項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局契約規程の一部を改正する規程

川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第26条中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改める。

第26条の2第1項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第32条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局モバイルPASMO取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局モバイルPASMO取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局モバイルPASMO取扱規程(令和2年交通局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「関わらず」を「かかわらず」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項の規定にかかわらず、モバイルIC端末等に通学定期乗車券を購入する旅客は、保護者等のクレジットカードを定期旅客運賃の決済に使用することが

できる。この場合において、決済に使用するクレジットカードに関する情報は、購入の都度、クレジットカードの名義人が入力するものとする。

第23条第3項中「モバイルICSF等」を「モバイルICSF、特定モバイルICSF、モバイルIC定期乗車券又は特定モバイルIC定期乗車券」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第11号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

〃		市民ミュージアム
市民ミュージアム	小杉駅前	上平間

」

を

「

〃		市民ミュージアム
市民ミュージアム	小杉駅前	上平間

」

に、

「

鷺沼駅	中有馬・千年	小杉駅前
〃	〃	新城駅前

」

を

「

鷺沼駅	中有馬・千年	小杉駅前
中有馬・千年	小杉駅前	新城駅前

」

に改める。

別表第8中

「

キロメートル 3.60
3.60

」

を

「

キロメートル
3.63

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局公文書取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局公文書取扱規程(昭和36年交通局規程第4号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第23条」に、「第24条の2」を「第24条」に改める。

第24条を削る。

第4章中第24条の2の前に次の1条を加える。

(済書及び照合)

第24条 済書した公文書は、決裁済公文書と照合するものとする。

2 前項の場合において、済書及び照合をした者は、回議書に認印をするものとする。ただし、電磁的記録のうち、文書管理システムを利用して決裁を得たもの及び供覧したもの(以下「電子決裁文書」という。)については、この限りでない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第13号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市交通局職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成7年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「又は売春防止法(昭和31年法

律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第14号

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中上一夫

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程

川崎市交通局分課分掌規程(昭和27年交通部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

企画管理部

庶務課

- (1) 職員の勤務条件に関すること。
- (2) 労働組合との調整に関すること。
- (3) 職員の給与に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
- (5) 職員の被服の貸与に関すること。

庶務係

- (1) 局内の連絡調整に関すること。
- (2) 課の庶務に関すること。
- (3) 条例、規程等の調整及び審査に関すること。
- (4) 公文書の收受発送及び保管に関すること。
- (5) 公印の総括管理に関すること。
- (6) 市議会に関すること。
- (7) 危機管理の総合調整に関すること。
- (8) 広報及び広聴の総合調整に関すること。
- (9) 局報の発行に関すること。
- (10) 庁内管理に関すること。
- (11) 乗用自動車の管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- (12) 局内他課の主管に属しないこと。

職員係

- (1) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他身分取扱いに関すること。
- (2) 職員計画に関すること。
- (3) 職員の選考に関すること。
- (4) 職員の人事評価に関すること。
- (5) 職員の研修に関すること(安全・サービス課の所管に属するものを除く。)

(6) 職員の公務災害に関すること。	(9) 広告に関すること。
(7) 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。	(10) その他営業推進に関すること。
経営企画課	(11) 部内他課の主管に属しないこと。
(1) 経営計画の策定、調整及び進行管理に関すること。	運輸課
(2) 経営の分析及び改善に関すること。	運輸係
(3) 企画及び総合調整に関すること。	(1) 課の庶務に関すること。
(4) 局の行財政改革の推進に関すること。	(2) 運行に関すること。
(5) 国庫補助金に関すること。	(3) 運行計画の策定、変更及び実施に関すること。
(6) 情報化推進の総合調整に関すること。	(4) 走行環境整備に関すること。
(7) 脱炭素関係業務の推進に関すること。	(5) 自動車運転手及び誘導員の配置計画に関すること。
経理課	(6) 車内放送及び方向幕に関すること。
(1) 工事その他の請負契約に関すること。	(7) 貸切バス事業に関すること。
(2) 物件の購入及び修繕契約に関すること。	(8) 課内他係の主管に属しないこと。
(3) 物件の売却契約に関すること。	車両係
(4) その他用度に関すること。	(1) 営業車両の維持管理に関すること。
出納係	(2) 営業車両の整備及び検査の計画に関すること。
(1) 課の庶務に関すること。	(3) 営業車両の仕様に関すること。
(2) 預金現金及び有価証券の出納及び保管に関するこ と。	(4) 営業所整備係との指導連絡調整に関すること。
(3) 会計証拠書類及び会計帳簿の審査保管に関するこ と。	(5) 営業所の整備係員の配置計画に関すること。
(4) 出納及び収納取扱金融機関に関すること。	安全・サービス課
(5) 資金調達(企業債を除く。)に関すること。	(1) 輸送の安全の確保に係る基本的な方針及び計画の 策定並びに事業の実施に関すること。
(6) 債券の管理、保管及び受取利息に関すること。	(2) 輸送の安全の確保に係る内部監査の実施及び業務 の改善に関すること。
(7) 固定資産の総括管理及び減価償却に関すること。	(3) 輸送の安全に係る文書等の管理及び情報の公表そ の他運輸安全マネジメントに関すること。
(8) 財産の損害保険に関する事(安全・サービス課 が所管するものを除く。)。	(4) 自動車運転手の指導教育に関すること。
(9) 不用品の処分に関する事。	(5) 自動車の保険及び事故に関する事。
(10) 課内他係の主管に属しないこと。	(6) お客様サービスの向上に係る調査、分析及び企画 に関する事。
財務係	(7) 広聴に関する事。
(1) 予算及び決算に関する事。	附 則
(2) 企業債に関する事。	この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(3) 財務諸表の作成に関する事。	
自動車部	
(1) 次世代自動車導入の総合調整に関する事。	川崎市交通局規程第15号
(2) 営業所施設整備(脱炭素関係)の総合調整に関する事。	川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
(3) その他局の脱炭素関係業務に関する事。	令和6年3月29日
管理課	川崎市交通事業管理者
(1) 部内の連絡調整及び営業所の総括管理に関する事。	交通局長 中 上 一 夫
(2) 乗車券類に関する事。	川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規程の一部を改正する規程
(3) 乗車料金に関する事。	川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する規程(平成元年交通局規程第6号)の一部を次のように改正する。
(4) 運輸収入等の精算に関する事。	別表第3中「7月1日」を「6月1日」に改める。
(5) 乗車券発売所に関する事。	別表第3の付表第2中
(6) 停留所施設の整備及び維持管理に関する事。	
(7) 営業所施設の管理、改修等に関する事。	
(8) 広報に関する事。	

「

採用等の日の属する月
休暇の日数

」

を

「

採用等の日の属する月	6月
休暇の日数	5日

」

に、

「

採用等の日の属する月別の休暇の日数				
7月	8月	9月	10月	
5日	3日	1.5日	—	
4日	2.5日	1日	—	
3日	2日	1日	—	
2日	1日	0.5日	—	
1日	0.5日	—	—	

」

を

「

採用等の日の属する月別の休暇の日数				
6月	7月	8月	9月	10月
5日	5日	3日	1.5日	—
4日	4日	2.5日	1日	—
3日	3日	2日	1日	—
2日	2日	1日	0.5日	—
1日	1日	0.5日	—	—

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第16号

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

別表第6中「7月1日」を「6月1日」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第17号

川崎市交通局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局企業職員の人事評価に関する

規程の一部を改正する規程

川崎市交通局企業職員の人事評価に関する規程(平成18年交通局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「書面により」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第18号

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

川崎市交通局広告取扱規程(平成27年交通局規程第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 掲出中の広告が、局の責による理由によって、21日以上広告の掲出ができないとき。

第11条第1項中「額面広告並びにちらし広告」を「額面広告、ちらし広告及び併称広告」に改め、同条に次の1項を加える。

3 単称広告の掲出及び撤去は、局で行う。ただし、掲出及び撤去により生じた費用は、広告主が負担するものとする。

第12条中「一切」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、局の責によることが明白である場合は、この限りではない。

第14条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、中途の掲出・内容変更・撤去に係る費用は、広告主が負担するものとする。

別表中

「

2人掛け座席用は縦20cm×横50cmとし、 1人掛け座席用は縦20cm×横20cmする

」

を

「

2人掛け座席用は縦20cm×横50cmとし、 1人掛け座席用は縦20cm×横20cmする

」

に、

「

縦1.3cm×横3cm

」

を

「

180×90ピクセル

」

に、

「

1年間

縦9.6cm×横6.8cm

」

を

「

掲載開始後約1年間(市バスマップ発行日による)	1枚1ページの4分割(約65.28cm ²)以内ただし、表紙・裏表紙については1ページの5分割(53.2cm ²)以内とする。
-------------------------	---

」

に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第1号

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号

名 称 川崎北部市場輸送サービス株式会社

代表者 代表取締役 沖島 由二郎

2 委託業務の種類

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

川崎市交通局告示第2号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局川崎乗車券発売所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都港区芝1-5-12

T O P浜松町ビル7階

名 称 株式会社 T E I

代表者 代表取締役 三橋 弘

2 委託する業務の種類

川崎市交通局川崎乗車券発売所における公金の徴収

3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

川崎市交通局告示第3号

公金徴収業務の委託について

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都調布市仙川町二丁目19番地5

名 称 小田急バス株式会社

代表者 取締役社長 早川 弘之

2 委託する業務の種類

小田急バス新百合ヶ丘案内所における公金の徴収

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

小田急バス新百合ヶ丘案内所(麻生区上麻生1-20-1)

川崎市交通局告示第4号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地	川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号
名称	川崎鶴見臨港バス株式会社
代表者	取締役社長 野村 正人
2 委託する業務の種類	川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収
3 委託期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

川崎市交通局告示第5号**公金徴収業務の委託について**

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

令和6年3月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 受託者の所在地及び名称

所在地 平塚市八重咲町6番18号

名称 神奈川中央交通東株式会社

代表者 取締役社長 北村 聰

2 委託する業務の種類

川崎市交通局井田営業所における公金の徴収

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

交通局訓令**川崎市交通局訓令第1号**

局 内 一 般

営 業 所

川崎市交通局安全衛生管理規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

川崎市交通局安全衛生管理規程

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
 - 第2章 総括安全衛生管理者等(第3条~第8条)
 - 第3章 産業医(第9条・第10条)
 - 第4章 川崎市職員衛生管理審査委員会等(第11条~第13条)
 - 第5章 安全衛生委員会等(第14条~第22条)
 - 第6章 雜則(第23条)
- 附則
第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、交通局における職員の安全と衛生を管理するために必要な事項を定め、もって快適な職場環境の確立、業務能率の向上及び労働災害の防止を図ることを目的とする。

(諸法令との関係)

第2条 安全衛生管理に必要な事項は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)、同法施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。)及びその他の法令規則等に定めるものほか、この規程の定めるところによる。

第2章 総括安全衛生管理者等**(総括安全衛生管理者)**

第3条 交通局に川崎市交通局総括安全衛生管理者を置き、当該管理者は交通局企画管理部長をもって充て、次の表に掲げるとおり事業場に事業場総括安全衛生管理者を置く。

事業場	事業場総括安全衛生管理者
本庁舎 (川崎御幸ビルに属する組織)	庶務課長
塩浜営業所	塩浜営業所長
鷺ヶ峰営業所	鷺ヶ峰営業所長

(安全管理者)

第4条 安全管理者は、前条に掲げる事業場に置き、前条に掲げる事業場(本庁舎においては庶務課。以下同じ。)の係長又は交通局長(以下「局長」という。)が任命した者をもって充てる。

2 前条に掲げる事業場の長は、安全管理者を変更する必要が生じたときは、速やかにその旨を局長に届け出なければならない。

(衛生管理者)

第5条 衛生管理者は、第3条に掲げる事業場に置き、当該事業場の職員で法第12条第1項に規定する免許を受けた者又は資格を有する者のうちから局長が任命する。

2 第3条に掲げる事業場の長は、衛生管理者を変更する必要が生じたときは、速やかにその旨を局長に届け出なければならない。

(総括安全衛生管理者等の職務)

第6条 総括安全衛生管理者は、その所属する事業場において、次の事項を行うものとする。

- (1) 法第10条第1項各号に規定する事項
 - (2) その他職員の安全管理及び衛生管理について、局長が必要と認める事項
- 2 安全管理者は、その所属する事業場において、前項各号に掲げる事項のうち安全に係る事項を行うものとする。

3 衛生管理者は、その所属する事業場において、第1項各号に掲げる事項のうち衛生に係る事項を行うものとする。

(総括安全衛生管理者等の権限)

第7条 総括安全衛生管理者並びに安全管理者及び衛生管理者は、その所属する事業場において前条に規定する事項を行うため必要な措置をし、又はこれをさせることができる。

(安全管理員及び衛生管理員)

第8条 第4条及び第5条の事業場において安全管理者を補佐するため安全管理員を、衛生管理者を補佐するため衛生管理員を、それぞれ置くことができる。

2 安全管理員及び衛生管理員は、第3条に掲げる事業場ごとに、事業場総括安全衛生管理者が指名する者をもって充てる。

第3章 産業医

(産業医の設置)

第9条 職員の健康を管理するため、産業医を置く。

2 産業医は、局長が委嘱し、又は任命する。

(産業医の職務)

第10条 産業医は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施その他職員の健康管理に関すること。
- (2) 衛生教育その他職員の健康の保持増進を図るために措置で医学に関する専門的知識を必要とするものに関すること。
- (3) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

2 産業医は、前項各号に掲げる職務について局長又は総括安全衛生管理者に対し意見を述べ、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

第4章 川崎市職員衛生管理審査委員会等

(長期療養者)

第11条 次に掲げる職員(以下「長期療養者」という。)は、局長及び主治医の指示に従って療養に専念するとともに、別に定めるところにより療養の経過を局長に報告しなければならない。ただし、局長がこれを報告する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 結核性疾患により病気休暇を受けている職員
- (2) 結核性疾患以外の傷病により引き続き1月を超えて病気休暇を受けている職員
- (3) 法第68条の規定により就業禁止を命ぜられている職員
- (4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられている職員
(復職)

第12条 長期療養者は、その病状が回復し、職務に復帰しようとするときは、別に定めるところにより局長に申し出なければならない。

(審査委員会での意見聴取)

第13条 局長は、第11条の規定による報告又は前条の規定による申出があったときは、川崎市職員安全衛生管理規則(平成18年川崎市規則第27号)第23条に規定する川崎市職員衛生管理審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査に付し、その意見を聞くものとする。ただし、局長が審査委員会の審査の必要がないと認めたものについては、この限りでない。

第5章 安全衛生委員会等

(設置)

第14条 交通局に川崎市交通局職員安全衛生委員会(以下「局委員会」という。)を置き、第3条に掲げる事業場ごとに事業場職員安全衛生委員会(以下「事業場委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第15条 局委員会及び事業場委員会(以下「局委員会等」という。)は、次の事項について調査審議し、局長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関すること。
- (3) 前2号に規定するもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関する重要事項
(組織)

第16条 局委員会等は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 前項に規定するもののほか、局委員会に副委員長を置くことができる。

3 委員長、副委員長及び委員は、別表第1及び別表第2に定めるところによる。
(委員の任期)

第17条 局委員会等の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(委員長の職務)

第18条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、局委員会においては庶務課長が、事業場委員会においては安全管理者又は衛生管理者がその職務を代理する。

(局委員会等の招集)

第19条 局委員会等は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の請求があるとき委員長がこれを招集する。

(定足数)

第20条 局委員会等は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考人の出席)

第21条 委員長は、必要があると認めるときは、局委員会等に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書記)

第22条 局委員会等に書記若干人を置く。ただし、局委員会の書記は別表第1に定めるところによる。

第6章 雜則

(委任)

第23条 この規程に定めるもののほか、職員の安全衛生管理に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 川崎市交通局職員安全衛生委員会規程(昭和49年交通局訓令第3号)

(2) 川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程(昭和49年交通局訓令第4号)

別表第1(第16条、第22条関係)

名称	委員長	副委員長	委員	書記
川崎市交通局職員安全衛生委員会	企画管理部長	労働組合副委員長	庶務課長、庶務課担当課長(労務担当)、管理課長、運輸課長、塩浜営業所長、鷺ヶ峰営業所長、労働組合の推薦により局長が任命した者6名	庶務課職員係長

別表第2(第16条関係)

名称	委員長	委員	書記
事業場職員安全衛生委員会	事業場総括安全衛生管理者	安全管理者、衛生管理者、労働組合又は各所属長の推薦により局長が任命した者	若干名

病院局規程

川崎市病院局規程第2号

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程及び川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月21日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程及び川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員特殊勤務手当支給規程及び川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(令和5年川崎市病院局規程第15号)の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定中「

看護師手術室 勤務手当	(1) 月額	25,000円	川崎病院の手術室に勤務する看護師
	(2) 月額	10,000円	井田病院の手術室に勤務する看護師

」を「

看護師手術室 勤務手当	(1) 月額	25,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数(手当支給対象年度の前年度の4月から12までの件数に4分の3を乗じて得た件数をいう。以下、この項において同じ。)が700件以上であるもの
	(2) 月額	20,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が500件以上700件未満であるもの
	(3) 月額	15,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が300件以上500件未満であるもの
	(4) 月額	10,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が100件以上300件未満であるもの
	(5) 月額	5,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が100件未満であるもの

」に改める。

第2条の改正規定中「

看護師手術室勤務手当	(1)	月額	25,000円	川崎病院の手術室に勤務する看護師
	(2)	月額	10,000円	井田病院の手術室に勤務する看護師

」を「

看護師手術室勤務手当	(1)	月額	25,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数(手当支給対象年度の前年度の4月から12までの件数に4分の3を乗じて得た件数をいう。以下、この項において同じ。)が700件以上であるもの
	(2)	月額	20,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が500件以上700件未満であるもの
	(3)	月額	15,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が300件以上500件未満であるもの
	(4)	月額	10,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が100件以上300件未満であるもの
	(5)	月額	5,000円	手術室に勤務する看護師であって、当該手術室における診療報酬40,000点以上の手術の年間合計件数が100件未満であるもの

」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

川崎市病院局規程第3号

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和6年3月27日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局会計規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計規程(平成17年川崎市病院局規程第36号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 病院事務局に備えるもの

ア 貯蔵品出納簿

イ 固定資産台帳

ウ その他必要とする帳簿

第73条を次のように改める。

(物品の管理)

第73条 課長は、別表(第58条関係)に掲げる消耗備品の数量、使用の状況等を記録整理した備品整理簿を備えなければならない。

2 前項に規定する備品整理簿について必要な事項は、管理者が別に定める。

第121条第7号中「貯蔵品(物品)出納簿」を「貯蔵品出納簿」に改め、同条第24号の次に次の号を加える。

(25) 備品整理簿

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第4号

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程の一部を改正する規程

労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市病院局企業職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を「、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手

当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第4条の3第1項第1号中「100分の118.5」を「100分の116」に、「100分の210」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の118.5」を「100分の116」に改め、同項第3号中「100分の103.5」を「100分の101」に改め、同項第4号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改め、同項第3号中「100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

第7条の2第1項各号列記以外の部分中「在職期間」を「在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間」に、同項第1号中「期間（）」を「期間（期末手当に係る在職期間にあっては）」に、「係る会計年度任用職員として在職した期間」を「係る会計年度任用職員として在職した期間、勤勉手当に係る勤務期間にあっては基準日前1箇月以内に退職し、条例第15条において準用する条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間」に、同項第2号中「期間（）」を「期間（期末手当に係る在職期間にあっては）」に、「係る会計年度任用職員として在職した期間」を「係る会計年度任用職員として在職した期間、勤勉手当に係る勤務期間にあっては基準日前1箇月以内に退職し、川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例第14条の2において準用する給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間」に改め、同条第2項中「第6条第2項」の次に「及び第4項」を加える。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第5号）の一部を次のように改正する。

第27条を第30条とし、第23条から第26条までを3条ずつ繰り下げる。

第22条中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第25条とする。

第21条の見出しを「（手当基礎額）」に改め、同条中「地域手当の額」の次に「並びに第16条において読み替えて

準用する期末手当等規程第4条第2項に規定する管理者が別に定める給料及び地域手当の額」を加え、同条を第24条とする。

第19条及び第20条を3条ずつ繰り下げる。

第18条の見出しを「（在職期間及び勤務時間等）」に改め、同条に次の2項を加え、同条を第21条とする。

3 第16条において準用する期末手当等規程第4条の2に規定する勤務期間は、基準日以前6箇月以内の期間に条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（以下「勤勉手当に係る勤務期間」という。）とする。

4 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として在職した期間並びに期末手当等規程第6条第4項第1号、第4号及び第6号から第11号までに掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間を除算する。この場合において、期末手当等規程第6条第4項第6号中「条例第12条第1項の規定」とあるのは「会計年度職員給与規程第7条の規定」と、「職免条例第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除されたことにより給与を減額された場合にあっては、管理者が別に定める期間に限る。」とあるのは「病気休暇により勤務しなかった期間及び管理者が別に定める期間を除く。」と、同項第9号中「勤務時間規程第20条第1項の規定」とあるのは、「会計年度任用職員勤務時間規程第12条の規定」と、同項第10号中「勤務時間規程第20条の3の規定」とあるのは、「会計年度任用職員勤務時間規程第13条の規定」と読み替えるものとする。ただし、同項第8号若しくは第12号（第8号に係る部分に限る。）に掲げる期間又はこれらの期間を合算した期間のみ除算されることとなる場合において、それらの期間が30日未満である場合は、当該期間を除算しないものとする。

第17条に次の1項を加え、同条を第20条とする。

2 第16条において準用する期末手当等規程第2条第2項の規定により勤勉手当の支給を受けるべき職員は、次に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 退職し、又は死亡した日において、前条各号のいずれかに該当する職員

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに条例又は市条例の適用を受ける会計年度任用職員（当該基準日において期末手当の支給の対象となる者に限る。）となった職員

第16条中「前条」を「第15条」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第19条とする。

2 基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員のうち、それぞれの基準日において、次に掲げる者については、第16条の規定は適用しない。

(1) 当該会計年度（6月に支給する勤勉手当にあっては、前会計年度（12月2日から3月31日までの期間に限る。）の期間を含む。）内において、条例の適用を受ける職員（特別職非常勤職員を除く。）又は市条例若しくは給与条例の適用を受ける職員として任用される期間（次に掲げる期間を除く。）が通算して6箇月に満たない者

ア 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない職員として任用される期間

イ 基準日前1箇月以内に退職し、条例第11条の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間

ウ 基準日前1箇月以内に退職し、給与条例第15条第1項後段の規定により勤勉手当の支給を受ける場合における当該勤勉手当の支給に係る職員として在職した期間

(2) 1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分に満たない者（前号に規定する者を除く。）

(3) 期末手当等規程第2条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

第15条の次に次の3条を加える。

（勤勉手当）

第16条 期末手当等規程第2条、第4条第1項及び第2項、第4条の2、第11条並びに第12条の規定は基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員について準用する。この場合において、期末手当等規程第4条第1項中「第4条の3又は第4条の4に規定する職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）」とあるのは、「川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和2年川崎市病院局規程第5号。以下「会計年度職員給与規程」という。）第16条の2に規定する成績率」と、期末手当等規程第4条第2項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除した額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、パートタイム会計年度任用職員にあっては「管理者が別に定める給料及び地域手当の額」と読み替えるものとする。

（勤勉手当の成績率）

第17条 成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、管理者が別に定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 100分の108.5以上100分の116未満

(2) 勤務成績が良好な職員 100分の101

(3) 勤務成績が良好でない職員 100分の95以下

2 前項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を

定める者の数について基準となる割合は、管理者が別に定める。

第18条 前条に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第7号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年川崎市病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（医師の休息時間確保）

第5条の2 管理者は、重症その他緊急を要する患者等の診療、看護及びその他付随する業務並びに臨床研修（医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）に従事する医師であつて、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることが見込まれるものうち、臨床研修を受けている者（以下「臨床研修医」という。）を除くもの（以下「対象医師」という。）について、次に掲げる休息時間を確保するものとする。ただし、対象医師が宿日直許可に基づく宿日直勤務を業務の開始から24時間以内に継続9時間以上行う場合は、この限りでない。

（1）業務の開始から24時間以内の継続9時間の休息時間

（2）業務の開始から46時間以内の継続18時間の休息時間（15時間を超える宿日直勤務を含む勤務が予定されている場合に限る。）

2 管理者は、臨床研修医であつて、時間外・休日労働時間が年960時間を超えることが見込まれるもの（以下「対象臨床研修医」という。）について、次に掲げる休息時間を確保するものとする。ただし、対象臨床研修医が宿日直許可に基づく宿日直勤務を業務の開始から24時間以内に継続9時間以上行う場合は、この限りでない。

（1）業務の開始から24時間以内の継続9時間の休息時間

（2）業務の開始から48時間以内の継続24時間の休息時間（臨床研修における必要性から、指導医（医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

(平成14年厚生労働省令第158号) 第4条第1項第15号に規定する臨床研修指導医をいう。)の勤務に合わせた24時間の連続勤務とする必要がある場合に限る。)

- 3 管理者は、対象医師について、重症その他緊急をする患者の診療等により、第1項第1号若しくは第2号に掲げる休息時間を確保できなかつた場合又は対象臨床研修医について、臨床研修における必要性により、前項第1号若しくは第2号に掲げる休息時間を確保できなかつた場合は、当該休息時間の終了後、当該休息時間中に労働した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に、確保できなかつた当該休息時間中の時間に相当する休息時間(以下「代償休息」という。)を確保するものとする。
 - 4 管理者は、対象医師について、継続してやむを得ず15時間を超えることが予定される同一の業務に従事させる場合は、前項の規定にかかわらず、当該業務終了後、次の業務の開始時までに、当該業務に係る時間のうち15時間を超える時間に相当する時間の休息時間(以下「特定代償休息」という。)を確保するものとする。
 - 5 管理者は、第1項ただし書の場合において、宿日直勤務中に対象医師を労働させたときは、当該対象医師について、当該宿日直勤務後、当該宿日直勤務中に労働した日の属する月の翌月末日までに、当該労働の負担の程度に応じ、休息時間を確保するよう配慮するものとする。
 - 6 管理者は、第2項ただし書の場合において、宿日直勤務中に対象臨床研修医を労働させたときは、当該対象臨床研修医について、当該宿日直勤務後、当該宿日直勤務中に労働した日の属する月の翌月末日までに、当該労働を行った時間に相当する休息時間(以下「臨床研修医代償休息」という。)を確保するものとする。
 - 7 代償休息、特定代償休息及び前2項に規定する休息時間(以下これらを「代償休息等」という。)の確保は、管理者が随時指定すること又は事前に勤務予定に組み込むことによって行うものとする。ただし、その他の方法により、代償休息等が確保されることを妨げない。
 - 8 管理者は、災害その他避けることのできない事由により、臨時の必要がある場合は、法令に従い、必要限度において第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号若しくは第2号に掲げる休息時間及び代償休息等の確保を行わないことができる。
- 第7条第1項第1号中「午後5時まで。ただし、本庁に勤務する職員(以下「本庁職員」という。)にあっては、午前8時30分から」を削り、同項第2号中「午後0時45分まで。ただし、本庁職員にあっては、正午から」を削る。
- 附則第1項の項見出し及び項名を削る。
- 附則第2項から第5項までを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第7条関係)

	種別	1週間の勤務時間(勤務時間等を割り振る者)	1日の勤務時間等の割振り			週休日
			勤務時間	休憩時間	休憩時間	
共通	育児短時間勤務(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第17条の規定による短時間勤務を含む。)をしている職員(この表において別に定める場合を除く。)	19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分のいずれかの勤務時間のうち当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の形態に応じた勤務時間(所属長)	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る時間帯に応じた時間	勤務時間の途中において1時間(4時間55分以下の勤務時間を割り振られた日にあっては、0分又は1時間)。ただし、この表に1時間を超える休憩時間が定められている勤務に従事する場合にあっては、当該勤務の休憩時間として定められている時間	なし	当該職員が受けた育児短時間勤務の承認に係る勤務の日以外の日
	短時間勤務職員(この表において別に定める場合を除く。)	31時間(所属長)	1 週4日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。 2 週5日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。	勤務時間の途中において1時間(3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。)	1 週4日勤務 なし 2 週5日勤務 なし	1 週4日勤務 4週間を通じ 12日 2 週5日勤務 4週間を通じ 8日
	時差勤務(職員の申請を考慮した第7条第1項の勤務時間と異なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員	38時間45分(所属長)	時差勤務 (1) 7:30 ～16:15 (2) 8:00 ～16:45 (3) 9:00 ～17:45 (4) 9:30 ～18:15 (5) 10:00 ～18:45	12:00～13:00 (この表の種別の欄に掲げる職員(共通の部に定める者を除く。)については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の休憩時間として定められている時間)	なし	日曜日及び土曜日。ただし、この表の種別の欄に掲げる職員(共通の部に定める者を除く。)については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の週休日として定められている日
川崎病院	医師(新生児内科勤務)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 17:00～翌日の9:30	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
	医師(救命救急センター勤務)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 11:00 ～19:45 (2) 16:30 ～翌日の9:00 (3) 19:00 ～翌日の11:30	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において1時間 (3) 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回 (3) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
	薬剤師及び診療放射線技師	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 16:30～翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日

臨床検査技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30 ~ 17:15 2 変則勤務 (1) 8:00 ~ 16:45 (2) 16:30 ~ 翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
看護師長	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30 ~ 17:15 2 変則勤務 (1) 16:30 ~ 翌日の1:15 (2) 0:30 ~ 9:15	勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中ににおいて15分	4週間を通じ8日
看護師及び助産師 (病棟勤務)	38時間45分 (病院長)	交替勤務 (1) 7:00 ~ 15:45 (2) 8:30 ~ 17:15 (3) 10:30 ~ 19:15 (4) 12:00 ~ 20:45 (5) 16:30 ~ 翌日の1:15 (6) 0:30 ~ 9:15 (7) 16:30 ~ 翌日の9:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において1時間 (3) 勤務時間の途中において1時間 (4) 勤務時間の途中において1時間 (5) 勤務時間の途中において1時間 (6) 勤務時間の途中において1時間 (7) 勤務時間の途中において1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) なし (6) 勤務時間中ににおいて15分 (7) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
看護師及び助産師 (外来 (手術室を除く。) 勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30 ~ 17:15 2 変則勤務 (1) 10:30 ~ 19:15 (2) 12:00 ~ 20:45 (3) 16:30 ~ 翌日の1:15 (4) 0:30 ~ 9:15	勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) 勤務時間中ににおいて15分	
看護師 (手術室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30 ~ 17:15 2 変則勤務 (1) 8:00 ~ 16:45 (2) 10:30 ~ 19:15 (3) 16:30 ~ 翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において1時間 (3) 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日

井田病院	医師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 8:30～翌日の1:00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
	薬剤師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 16:30～翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
	診療放射線技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 8:00～16:45 (2) 16:30～翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
	臨床検査技師	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 8:00～16:45 (2) 16:30～翌日の9:00	1 日勤 勤務時間の途中において1時間 2 変則勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
	看護師長	38時間45分 (病院長)	1 日勤 8:30～17:15 2 変則勤務 (1) 16:30～翌日の1:15 (2) 0:30～9:15	勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) 勤務時間中ににおいて15分	4週間を通じ8日
	看護師 (病棟勤務)	38時間45分 (病院長)	交替勤務 (1) 7:00～15:45 (2) 8:30～17:15 (3) 10:30～19:15 (4) 12:00～20:45 (5) 16:30～翌日の1:15 (6) 0:30～9:15 (7) 16:30～翌日の9:30	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において1時間 (3) 勤務時間の途中において1時間 (4) 勤務時間の途中において1時間 (5) 勤務時間の途中において1時間 (6) 勤務時間の途中において1時間 (7) 勤務時間の途中において1時間30分	交替勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) なし (6) 勤務時間中ににおいて15分 (7) 勤務時間中ににおいて15分ずつ2回	4週間を通じ8日
	看護師 (手術室勤務)	38時間45分 (病院長)	1 日勤	勤務時間の途中において1時間	1 日勤	4週間を通じ8日

		8:30~17: 15 2 変則勤務 (1) 7:30 ~16:15 (2) 12:00 ~20:45		なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	
看護師(外来勤務)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30~17: 15 2 変則勤務 (1) 7:30 ~16:15 (2) 10:30 ~19:15 (3) 12:30 ~21:15 (4) 16:30 ~翌日の1:15 (5) 0:30 ~9:15	勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし (4) なし (5) 勤務時間中に おいて15分	4週間を通じ8日
看護師(透析室勤務)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30~17: 15 2 変則勤務 (1) 7:30 ~16:15 (2) 10:30 ~19:15 (3) 12:00 ~20:45	勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし (3) なし	日曜日及び4週間 を通じ4日
臨床工学技士	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30~17: 15 2 変則勤務 (1) 7:30 ~16:15 (2) 12:00 ~20:45	勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	日曜日及び4週間 を通じ4日
在宅医療及び医療相談 の業務に従事する職員 (医師を除く。)	38時間45分(病院長)	1 日勤 8:30~17: 15 2 変則勤務 (1) 10:30 ~19:15 (2) 12:30 ~21:15	勤務時間の途中において1時間	1 日勤 なし 2 変則勤務 (1) なし (2) なし	日曜日及び土曜日

備考

1 この表中1週間の勤務時間の欄における勤務時間等を割り振る者は、4週間、8週間又は20週間を平均して1週間の勤務時間が、同欄の時間数を超えない範囲で、勤務時間、休憩時間、休息時間又は週休日の割振りを行うものとする。

2 この表中勤務時間、休憩時間及び休息時間の欄中の時間の表記は、24時制により表記したものである。

別表第5 15 夏季における健康保持の項中「7月1日」を「6月1日」に改め、「(病院企業職給料表(3)又は病院企業職給料表(4))の適用を受ける職員で病院に勤務する

ものにあっては、1年の6月1日から10月31日までの間)」を削り、同表備考 15関係(2)中「7月1日」を「6月1日」に改め、「(病院企業職給料表(3)又は病院企業職

給料表(4)の適用を受ける職員で病院に勤務するものにあっては、「1年の6月1日以後」を削り、同表備考15関係(3)中「7月1日」を「6月1日」に改め、「(病院企業職給料表(3)又は病院企業職給料表(4)の適用を受ける職員で病院に勤務するものにあっては、「1年の6月1日以後」)を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第8号

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員服務規程(平成17年川崎市病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し及び各号列記以外の部分中「勤務時間」を「勤務」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第9号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年川崎市病院局規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表第5 13 夏季における健康保持の項中「7月1日」を「6月1日」に改め、「(勤務時間規程第2条の適用を受ける職員との権衡及び職務の特殊性を考慮して管理者が必要と認める会計年度任用職員にあっては、「1年の6月1日から10月31日までの間」)を削り、同別表付表第2の表 1週間の勤務日数の項中「7月1日」を「6月1日」に、「3月」を「3月以上」に改め、同付表備考中「7月1日」を「6月1日」に改め、同付表備考に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の6月1日から10月31日までにおける任用期間(別に定める期間を含む。)が30日未満の場合の日数は、0日とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第10号

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月28日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第11号

川崎市病院局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

川崎市病院局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員の人事評価に関する規程(平成18年病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「書面により」を削る。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

病院局公告

川崎市病院局公告第22号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和6年3月25日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(直通)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並

びに調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休序日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及び午後1時～午後5時15分）。

イ 本書において「名簿」とは、「令和5・6年度業務委託有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、別紙の案件ごとに定められた期間に質問書（様式は病院局入札情報のページで取得できます。）により受け付けます（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前8時30分～正午及

び午後1時～午後5時15分）。

電子メールアドレス 83keiyaku@city.kawasaki.jp

また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口に回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

なお、回答後に再質問は受け付けません。また、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わないと認めた者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(8) その他

この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、契約規程、参加者心得等の定めるところによります。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院非常放送設備改修設計業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号（川崎市立川崎病院）
	履行期間	契約締結日から令和7年3月14日まで

競争参加資格	名簿の登録	業種「設備設計」 種目「電気設備設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
	競争参加の申込	令和6年3月25日から令和6年3月29日まで受け付けます。
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和6年3月25日から令和6年3月29日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和6年4月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院防犯設備改修設計業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号(川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月14日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「設備設計」 種目「電気設備設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
	競争参加の申込	令和6年3月25日から令和6年3月29日まで受け付けます。
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和6年3月25日から令和6年3月29日まで受け付けます。	
入札及び開札	日時	令和6年4月25日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定します。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院防火シャッター改修設計業務委託
	履行場所	川崎市川崎区新川通12番1号(川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和7年3月14日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「建築設計」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし
	競争参加の申込	令和6年3月25日から令和6年3月29日まで受け付けます。
現場説明会	実施しません。	
仕様に関する問い合わせ等	令和6年3月25日から令和6年3月29日まで受け付けます。	

入札及び開札場所	日 時 令和6年4月25日 午前10時00分 場 所 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予 定 價 格	公表しません。
最 低 制 限 價 格	設定します。

病院局公告(調達)**川崎市病院局公告(調達)第10号****落札者等の公示**

川崎市病院局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第40号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月10日

川崎市病院事業管理者 金井歳雄

1 調達の名称

- (1) 川崎市立川崎病院で使用する電気の調達
- (2) 川崎市立井田病院で使用する電気の調達

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

病院局経営企画室契約担当

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル7階

3 契約の相手方を決定した日

- (1) 令和6年3月25日
- (2) 令和6年3月25日

4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) リエスパワーネクスト 株式会社

代表取締役 青木博幸

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号

- (2) リエスパワーネクスト 株式会社

代表取締役 青木博幸

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号

5 落札金額

- (1) 198,189,498円

(消費税及び地方消費税を含まない。)

- (2) 144,984,014円

(消費税及び地方消費税を含まない。)

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 一般競争入札
- (2) 一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

- (1) 令和6年2月26日

- (2) 令和6年2月26日

消防局訓令**川崎市消防局訓令第1号**

局内一般

消防署

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月25日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令

川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱(平成30年消防局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(認定高度保安実施者に係る変更の工事等の届出)

第8条の2 市長は、法第39条の21の規定による認定高度保安実施者の製造のための施設等の変更の届出があったときは、届出書の内容を確認し、必要により検査等を行うものとし、冷凍則、液石則又は一般則で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(認定高度保安実施者に係る危害予防規程の提出)

第24条の2 市長は、危害予防上必要と認めるときは、認定高度保安実施者に対し、法第39条の23の規定による危害予防規程の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の求めにより、危害予防規程の提出があったときは、当該危害予防規程の内容を確認し、冷凍則、液石則又は一般則で定める事項について記載がないときは、提出者に対し、必要な指示等を行うものとする。

第31条中「液石則第77条第2項ただし書」を「液石則第77条第3項」に、「一般則第79条第2項ただし書」を「一般則第79条第3項」に改める。

第48条第3項中「規定による届出」を「規定による届出」に改める。

第50条第1項中「当該申請」の次に「の内容の全部又は一部」を加え、「取り下げようとするとき」の次に「(取り下げない事項に変更が生じない場合に限る。)」を加える。同条第2項中「設置又は」を「設置若しくは」に改め、「変

更」の次に「の許可に係る工事の全部又は一部」を加え、「取りやめようとするとき」の次に「(取りやめない事項に変更が生じない場合に限る。)」を加える。

別表中

「

	法第63条第1項の規定 49による事故の届出に関する こと。	特に重 要なも の	重要なも の	一般的な もの
--	--------------------------------------	-----------------	-----------	------------

」

を

「

	法第63条第1項の規定 49による事故の届出に関する こと。	重要な もの	軽微なも の	
--	--------------------------------------	-----------	-----------	--

」

に改める。

第25号様式中「事業所所在地の変更」を「事務所(本社)所在地の変更」に改める。

第26号様式中備考以外の部分を次のように改める。

第26号様式（第50条関係）

許可申請等 取下げ・取りやめ届書	一般 液石 冷凍 容器	×受付欄	
名称（事業所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
事業所所在地			
内容	申請年月日及び受付番号又は 許可年月日及び許可番号		
	全部又は一部の別	全部・一部	
	取下げ又は取りやめる事項		
	理由		

年　月　日

代表者　氏名

(あて先)
川崎市長

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

川崎市消防局訓令第2号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令

川崎市危険物事務処理規程(平成11年消防局訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項を次のように改める。

消防局長は、危険物細則第15条の2の規定による特定屋外タンク貯蔵所等休止確認取消通知書を交付するときは、指令番号簿に記録し、交付するものとする。

同条第2項中「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の休止確認書の交付、特定屋外タンク貯蔵所(浮き蓋)休止否認通知書の通知又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第3号

局 内 一 般
消 防 署

消防職員及び主要機械の配置基準を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原 田 俊 一

消防局 消防職員(階級別)・一般職員

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 1

	臨港消防署				川崎消防署				幸消防署				中原消防署							
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	戸宿	井田	小田中	小計
消防監																				
消防正監																				
消防監	1					1	1		1	1						1	1			1
消防司令長	5					5	5		5	5						5	5			5
消防司令	10	2	2	2	18	10	2	2	14	10	2	2	2	2	16	11	2	2	2	17
消防司令補																				
消防士長	81	20	22	22	12	157	75	26	20	121	64	20	20	22	126	75	10	20	26	131
消防副士長																				
消防士																				
小計	97	22	24	24	14	181	91	28	22	141	80	22	22	24	148	92	12	22	28	154
一般事務職員																				
一般技術職員																				
一般職員 小計																				
合計	97	22	24	24	14	181	91	28	22	141	80	22	22	24	148	92	12	22	28	154

消防署 消防職員(階級別)・一般職員 2

	高津消防署								宮前消防署								多摩消防署								麻生消防署							
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	本署	野川	宮崎	向丘	大藏	青生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺	百合丘	柿生	栗木	小計	署合計							
消防司監																																
消防正監																																
消防監	1					1							1	1				1	1						1	8						
消防司令長	5					5	5						5	5				5	5						5	40						
消防司令	10	2	2	2	18	10	2	2	2	2	20	10	2	2	2	2	16	10	2	2	2	2	2	18	137							
消防司令補																																
消防士長	66	12	20	10	20	128	66	20	20	12	20	158	64	22	20	20	126	65	20	10	22	20	137	1084								
消防副士長																																
消防士																																
小計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	80	24	22	22	148	81	22	12	24	22	161	1269								
一般職員																																
事務職員																																
技術職員																																
小計																																
合計	82	14	22	12	22	152	82	22	22	14	22	184	80	24	22	22	148	81	22	12	24	22	161	1269								

消防局(庶務要員・予防要員)

		川崎消防署				幸生消防署				中原消防署				高津消防署				多摩消防署				麻生消防署							
		固定消防栓		消火栓		消防ポンプ		消火栓・消防ポンプ																					
		常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常	常設	非常		
消防支局	5	2		7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	56
非常施設																													
非常施設 点検機械																													
消防支局	小計	5	2	7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	5	2		7	56
消防支局		7	9	16		8	6	14		5	4	9		7	5	12		5	4	9		5	4	9		5	3	8	86
非常施設																													
非常施設 点検機械																													
予防要員	小計	7	9	16		8	6	14		5	4	9		7	5	12		5	4	9		5	4	9		5	3	8	86
予防要員 点検機械																													
合計	5	2	7	9	23	5	2	8	6	21	5	2	5	4	16	5	2	5	4	16	5	2	5	4	16	5	3	142	

消防艇(非常要員・予防要員)

消防局・消防署(警防要員) 1

		合計		局合計		本署		千鳥町		臨港消防署		浮島町		浮島		小計		川崎消防署		幸消防署		中原消防署	
毎日勤務	航空隊要員	2	2																				
	車両	1	1																				
	人員	5	5																				
変則勤務	ヘリコプター	車両	1	1																			
	人員	21	21																				
	航空隊要員	車両	1	1																			
	指揮者	車両	43	6																			
	消防ポンプ自動車	車両	33	1																			
	人員	272	3																				
	大型動力ポンプ自動車	車両	1																				
	人員																						
	水槽付消防ポンプ自動車(*1)	車両	11	*	1																		
	人員																						
最	はしご自動車	車両	8	1																			
	救助工作車	車両	32	4																			
	人員																						
	化学消防車	車両	8	1																			
低	大型化学消防車	車両	5																				
	人員																						
	大型化学高所放水車	車両	3	2																			
	人員																						
	支援車	車両	1																				
	高発泡車	車両	1																				
	震災工作車	車両	1																				
	電源車	車両	1																				
	ホース延長車	車両	1																				
	水災害対応車	車両	2	1																			
	人員																						
	救急自動車	車両	29	1																			
	人員	174	6	6																			
	ポンプ積載車	車両	8	1																			
	指揮車	車両	9	1																			
	特殊災害対応自動車	車両	43	6																			
	人員																						
	特別高度工作車	車両	4	4																			
	人員																						
	大型降塗システム搭載車	車両	1																				
	人員																						
	消防艇	車両	12	1																			
	人員																						
	その他車両	車両	76	24	5	2			1	1	12												
	人員																						
	通信要員	車両	83	29	4	2			2	2	12	4											
		人員																					
	周休等要員(*2)	車両	380	26	8	3			4	54	22	10	3	40	20	8	3	44	22	4	8	2	
		人員	1179	52	*16	4			3	31	13	3	2	18	14	2	3	2	21	16	2	2	
	合計	車両	205	26	*16	4			24	14	158	70	23	22	120	64	22	22	132	73	12	22	
		人員	1179	52	74	22																	

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 最低操作人員に週休系数(0.5336)を乗じて計上する。

* 1 泡原俊徳先生を含む。 * 2 最低操作人員三週休業(0.53336)を乗じて計算する。

		消防機械												消防局											
		総務部						警防部						予防部						査察課		保安課			
合計	企画担当	庶務課		人事課		施設装備課		警防課		救急課		指令課		航空隊		予防課		査察課		保安課					
		企画小計	庶務係	消防小計	人事係	初任員	音楽隊員	施設小計	監修小計	救助小計	情報小計	指揮第1係	指揮第2係	航空隊小計	航空隊係	予防小計	設備係	調査小計	查察係	小計	危険物担当	検査小計	小計	局合計	
消防ポンプ自動車	33																								
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	11																								
化学消防車	5																								
大型化学消防車	2																								
大型化学高所放水車	1																								
(はしご)自動車	8																								
救助工作車	8																								
高発泡車	1																								
電源車	1																								
救急自動車	30																								
指揮車	9																							1	
支援車	1																								
震災工作車	1																								
大型動力ポンプ自動車	1																								
ホース延長車	1																								
ポンプ積載車	8																								
水災害対応車	2																								
特殊災害対応自動車	2																								
特別高度工作車	1																								
大型除染システム搭載車	1																							1	
消防艇	1																								
ヘリコプター	1																								
その他車両(*2)	76																								
合計	205																							3	

*1 泡原波搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 消防機械	臨港消防署						川崎消防署						幸消防署						中原消防署																	
	本署	千鳥町	殿町	藤崎	浮島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	井田	小田中	小計							
消防ポンプ自動車	1	1	1	1	3	1	1	2	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1							
水槽付消防ポンプ 自動車(*1)	*1	1	1	1	3	1		1	1				1	1				1	1																	
化学消防車	1				1	1	1	2					1	1				1	1																	
大型化学高所救水車	1				1																															
はしご自動車	1				1	1		1	1				1	1				1	1																	
救助工作車	1				1	1		1	1				1	1				1	1																	
高発泡車					1			1																												
電源車													1					1																		
救急自動車	1	1	1	3	1	1	3	1	1	1	1	4	2	1	1	1	4	2	1	1	1	4	2	1	1	1	1	1	1	1						
指揮車	1				1	1		1	1				1	1				1	1																	
支援車					1	1																														
震災工作車																																				
大型動力ポンプ自動車																																				
ホース延長車																																				
ポンプ積載車	1				1	1		1	1				1	1				1	1																	
水災害対応車	1							1																												
特殊災害対応自動車	1							1																												
特別高度工作車	1							1																												
大型除染システム 搭載車																																				
消防艇	1							1																												
ヘリコプター																																				
その他車両(*2)	5	2	1	1	9	5		5	6			6	5	1			6	5	1																	
合計	16	4	4	3	4	31	13	3	2	18	14	2	3	2	1	1	21	16	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	22						

*1 泡原波濱送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 消防機械	高津消防署				宮前消防署				多摩消防署				麻生消防署											
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	野川	宮崎	向丘	大蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺	百合丘	柿生	粟木	小計	署合計
消防ポンプ自動車	1	1	1	1	1	5	1	1	1	1	1	6	1	1	1	4	1	1	1	1	1	5	33	
水槽付消防ポンプ自動車(*1)	1						1	1			1		2	1				1	1				1	11
化学消防車		1																						5
大型化学消防車																								2
大型化学高所放水車																								1
はしご自動車	1							1	1				1	1				1	1					1
救助工作車	1							1	1				1	1				1	1					1
高発泡車																								1
電源車																								1
救急自動車	1		1			1	3	1	1	1	1	1	5	1	1	1	4	1	1	1	1	1	4	30
指揮車	1							1	1				1	1			1	1						1
消防機械																								1
大型動力ポンプ自動車																								1
ホース延長車																								1
ポンプ積載車	1					1		1					1	1			1							1
水災害対応車	1					1		1					1	1			1							1
特殊災害対応自動車																		1						2
特別高度工作車																								2
大型除染システム搭載車																								1
消防艇																								1
ヘリコプター																								1
その他車両(*2)	4			1		5	6				1		7	6	1	7	5	1	1	1	1	1	7	52
合計	12	2	2	2	2	20	14	2	2	2	4	2	26	13	3	2	20	12	2	2	3	3	21	179

*1 泡原液搬送車を含む。 *2 非常用車両はその他車両に含む。

消防局 その他車両

消防署 その他車両 1

	臨港消防署				川崎消防署				幸消防署				中原消防署							
	本署	千鳥町	殷町	藤崎	浮島	小計	本署	小田	大島	小計	本署	南河原	平間	加瀬	小計	本署	郊宿	井田	小田中	小計
消防ポンプ自動車				1	1	1			1	1					1	1				1
水槽付消防ポンプ自動車																				
大型高所放水車	1				1															
救助工作車			1		1															
救急自動車	1				1			1		1				1		1				1
消防艇	1				1															
ヘリコプター																				
その他の車両	指令車																			
	広報車	2				2		1		1	2				2		3			3
	査察車	1				1		2		2	1			1						
	査察車(緊急車)	1				1														
	警備連絡車																			
	防災指導車																			
防災資器材運搬車														1		1				
人員輸送車 (警防バス)																				
人員輸送車 (その他バス)																				
合計	5	2			1	1	9	5		5	6				6	5	1	6		

* 非常用車両はその他車両に含む。

消防署 その他車両 2

	高津消防署						宮前消防署						多摩消防署						麻生消防署							
	本署	子母口	新作	梶ヶ谷	久地	小計	野川	本署	梶ヶ谷	向丘	大蔵	菅生	小計	本署	宿河原	菅	栗谷	小計	本署	王禅寺	百合丘	柿生	栗木	小計	署合計	
消防ポンプ自動車				1	1				1		1				1		1		1		1		1	1	8	
水槽付消防ポンプ自動車																							1	1	1	
大型高所放水車																									1	
救助工作車																									1	
救急自動車	1				1							1			1			1		1				1	8	
消防艇																									1	
ヘリコプター																										
その他車両																										
指令車																										
広報車	2					2							2		2		2		2		2				2	16
警察車	1					1		2					2		2		2		2		2				2	11
検察車(緊急車)																									1	
警備連絡車												1				1									1	
防災指導車																										
防災資器材運搬車																		1		1					3	
人員輸送車 (警防バス)																										
合計		4			1	5		6					1		7	6	1		7	5		1		1	7	52

* 非常用車両はその他車両に含む。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。
(消防職員及び主要機械の配置基準の廃止)
- 2 消防職員及び主要機械の配置基準(令和5年消防局訓令第8号)は、廃止する。

川崎市消防局訓令第4号

局内一般
消防署

川崎市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防署の組織に関する規程(昭和53年消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第6条の表、予防課の項の次に次の1項を加える。

日勤救急担当

- (1) 救急活動に関すること。
- (2) 救急隊の運用及び訓練に関すること。
- (3) メディカルコントロールに関すること。
- (4) 救急資機材に関すること。
- (5) 救急統計に関すること。
- (6) 救急技術の研究に関すること。
- (7) 市民に対する救急の技術指導及び救急知識の普及に関すること。
- (8) 救急告示医療機関等の連絡に関すること。
- (9) その他救急業務に関すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第5号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の隔日勤務に関する規程(平成15年消防局訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第13条第6号を次のように改める。

- (6) 特殊災害対応隊 2人(宮前特殊災害対応隊を除く。)

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第6号

局内一般
消防署

川崎市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市消防職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の勤務時間等に関する規程(平成元年消防局訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 毎日勤務 消防局職員及び消防署職員(次号及び第3号に定める職員を除く。)とする。

第2条第2号中「消防隊要員等」の次に「(デイタイム救急隊要員を除く。)」を加える。

第4条ただし書中「ただし、」の次に「毎日勤務の職員(デイタイム救急隊要員に限る。)並びに」を加える。

別表(第2条、第3条関係)中

「

毎日勤務	短時間勤務職員(この表において別に定める場合を除く。)	9時00分から17時15分まで	勤務時間の途中において1時間(3時間30分以下の勤務を割り振られた日を除く。)	週4日勤務4週間を通じ12日
	時差勤務(職員の申請を考慮した第3条第1項の勤務時間と異なる勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をしている職員	時差勤務 (1)7時30分から16時15分まで (2)8時00分から16時45分まで (3)9時00分から17時45分まで (4)9時30分から18時15分まで (5)10時00分から18時45分まで	12時00分から13時00分まで (この表にこれと異なる休憩時間が定められている勤務に従事する場合、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務時間が割り振られる前の勤務の週休日として定められている時間)	日曜日及び土曜日。ただし、この表の区分の欄に掲げる職員については、時差勤務に係る勤務時間が割り振られる前の勤務の週休日として定められている日

」

を

「

毎日勤務	デイタイム救急隊要員短時間勤務職員(この表において別に定める場合を除く。)	8時30分から17時15分まで	勤務時間の途中において1時間とし、その时限は、所属長が定める。	4週間を通じ8日となるよう所属長が定める。
------	---------------------------------------	-----------------	---------------------------------	-----------------------

	9時00分から 17時15分まで	勤務時間の途 中において1 時間(3時間 30分以下の勤 務を割り振ら れた日を除く。)	週4日勤務4 週間を通じ12 日
時差勤務(職 員の申請を考 慮した第3条 第1項の勤務 時間と異なる 勤務時間の割 振りによる勤 務をいう。以 下同じ。)をし ている職員	時差勤務 (1)7時30分か ら16時15分 まで (2)8時00分か ら16時45分 まで (3)9時00分か ら17時45分 まで (4)9時30分か ら18時15分 まで (5)10時00分か ら18時45分 まで	12時00分から 13時00分まで (この表にこれ と異なる休憩 時間が定めら れている勤務 に従事する場 合は、時差勤 務に係る勤務 時間が割り振 られる前の勤 務の休憩時間 として定めら れている時間)	日曜日及び土 曜日。ただし、 この表の区分 の欄に掲げる 職員について は、時差勤務 に係る勤務時 間が割り振ら れる前の勤務 の週休日とし て定められて いる日

】

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第7号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程の一部を改
正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程
の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程(平成3年
消防局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1消防局の項中「施設係長」を「施設装備課担
当係長(施設)」に、「規制係長」を「保安課担当係長(危
険物)」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第8号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市消防職員の人事評価に関する規程の一部を改
正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市消防職員の人事評価に関する規程
一部を改正する訓令

川崎市消防職員の人事評価に関する規程(平成18年3
月31日消防局訓令第9号)の一部を次のように改正する。
第8条第3項中「書面により」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第9号

局 内 一 般
消 防 署

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令を次
のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市救急業務実施規程の一部を改正する
訓令

川崎市救急業務実施規程(平成23年消防局訓令第9
号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の3号を加える。

(12) 救急隊とは、フルタイム救急隊及びデイタイム救
急隊の総称をいう。

(13) フルタイム救急隊とは、24時間運用する救急隊を
いう。

(14) デイタイム救急隊とは、8時30分から17時15分ま
で運用する救急隊をいう。

別表第2 加瀬救急隊の部中

「

加瀬 救急隊	1	幸区の区域のうち、小倉、小倉1丁目、小倉2丁目、小倉3丁目、小倉4丁目、小倉5丁目、東小倉、新小倉、新川崎	加瀬	南河原	幸	平間	川崎	井田	中原	大島
	2	幸区の区域のうち、南加瀬1丁目、南加瀬2丁目、南加瀬3丁目、南加瀬4丁目、南加瀬5丁目	加瀬	平間	井田	幸	中原	南河原	川崎	大島
	3	幸区の区域のうち、北加瀬1丁目、北加瀬2丁目、北加瀬3丁目、矢上 中原区の区域のうち、西加瀬、戸宿、大倉町	加瀬	平間	井田	中原	幸	南河原	川崎	小田中

」

を

「

加瀬 救急隊	1	幸区の区域のうち、小倉、小倉1丁目、小倉2丁目、小倉3丁目、小倉4丁目、小倉5丁目、東小倉、新小倉、新川崎	加瀬	南河原	幸	平間	川崎	井田	中原※	大島
	2	幸区の区域のうち、南加瀬1丁目、南加瀬2丁目、南加瀬3丁目、南加瀬4丁目、南加瀬5丁目	加瀬	平間	井田	幸	中原※	南河原	川崎	大島
	3	幸区の区域のうち、北加瀬1丁目、北加瀬2丁目、北加瀬3丁目、矢上 中原区の区域のうち、西加瀬、戸宿、大倉町	加瀬	平間	井田	中原※	幸	南河原	川崎	小田中

」

に、平間救急隊の部中

「

平 間 救 急 隊	1	中原区の区域のうち、市ノ坪の一部(横須賀線以東)、上平間、田尻町、北谷町、中丸子の一部(横須賀線以東)	平間	中原	幸	加瀬	井田	小田中	南河原	川崎
	2	幸区の区域のうち、塚越、塚越1丁目、新塚越、鹿島田1丁目、鹿島田2丁目、鹿島田3丁目	平間	加瀬	幸	中原	井田	南河原	川崎	大島
	3	幸区の区域のうち、下平間、古市場、古市場1丁目、古市場2丁目	平間	幸	加瀬	南河原	中原	井田	川崎	大島

」

を

「

平 間 救 急 隊	1	中原区の区域のうち、市ノ坪の一部(横須賀線以東)、上平間、田尻町、北谷町、中丸子の一部(横須賀線以東)	平間	中原※	幸	加瀬	井田	小田中	南河原	川崎
	2	幸区の区域のうち、塚越、塚越1丁目、新塚越、鹿島田1丁目、鹿島田2丁目、鹿島田3丁目	平間	加瀬	幸	中原※	井田	南河原	川崎	大島
	3	幸区の区域のうち、下平間、古市場、古市場1丁目、古市場2丁目	平間	幸	加瀬	南河原	中原※	井田	川崎	大島

」

に、中原救急隊の部中

「

中原 救 急 隊	1	中原区の区域のうち、木月伊勢町、木月住吉町、今井南町	中原	井田	平間	加瀬	小田中	新作	野川	高津
	2	中原区の区域のうち、上丸子天神町、小杉町1丁目、小杉町2丁目、小杉町3丁目、小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目	中原	小田中	平間	井田	新作	高津	加瀬	野川
	3	中原区の区域のうち、新丸子町、新丸子東1丁目、新丸子東2丁目、新丸子東3丁目、丸子通1丁目、丸子通2丁目、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、市ノ坪の一部（横須賀線以東を除く。）、中丸子の一部（横須賀線以東を除く。）、下沼部、上丸子、小杉	中原	平間	井田	小田中	加瀬	新作	幸	高津

」

を

「

中原 救 急 隊・中原 デイ タイム 救 急 隊	1	中原区の区域のうち、木月伊勢町、木月住吉町、今井南町	中原※	井田	平間	加瀬	小田中	新作	野川	高津
	2	中原区の区域のうち、上丸子天神町、小杉町1丁目、小杉町2丁目、小杉町3丁目、小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目	中原※	小田中	平間	井田	新作	高津	加瀬	野川
	3	中原区の区域のうち、新丸子町、新丸子東1丁目、新丸子東2丁目、新丸子東3丁目、丸子通1丁目、丸子通2丁目、上丸子山王町1丁目、上丸子山王町2丁目、上丸子八幡町、市ノ坪の一部（横須賀線以東を除く。）、中丸子の一部（横須賀線以東を除く。）、下沼部、上丸子、小杉	中原※	平間	井田	小田中	加瀬	新作	幸	高津

」

に、井田救急隊の部中

「

井 田 救 急 隊	1	中原区の区域のうち、木月1丁目、木月2丁目、木月3丁目、木月4丁目、木月祇園町、木月大町、今井仲町、今井西町、井田1丁目、井田2丁目、井田3丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町	井田	中原	平間	加瀬	小田中	新作	野川	高津
	2	中原区の区域のうち、下小田中3丁目、下小田中4丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目	井田	中原	小田中	野川	新作	平間	高津	加瀬
	3	高津区の区域のうち、蟹ヶ谷、明津	井田	野川	新作	中原	小田中	高津	平間	加瀬

」

を

「

井田 救急隊	1	中原区の区域のうち、木月1丁目、木月2丁目、木月3丁目、木月4丁目、木月祇園町、木月大町、今井仲町、今井西町、井田1丁目、井田2丁目、井田3丁目、井田三舞町、井田杉山町、井田中ノ町	井田	中原※	平間	加瀬	小田中	新作	野川	高津
	2	中原区の区域のうち、下小田中3丁目、下小田中4丁目、下小田中5丁目、下小田中6丁目	井田	中原※	小田中	野川	新作	平間	高津	加瀬
	3	高津区の区域のうち、蟹ヶ谷、明津	井田	野川	新作	中原※	小田中	高津	平間	加瀬

」

に、小田中救急隊の部中

「

小田中 救急隊	1	中原区の区域のうち、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、等々力	小田中	中原	新作	井田	高津	野川	平間	久地
	2	中原区の区域のうち、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城中町、下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、上小田中3丁目、上小田中4丁目、上小田中5丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、今井上町	小田中	新作	中原	高津	井田	野川	宮崎	平間
	3	高津区の区域のうち、下野毛1丁目、下野毛2丁目、下野毛3丁目	小田中	新作	高津	中原	井田	野川	宮崎	平間
	4	中原区の区域のうち、下小田中1丁目、下小田中2丁目	小田中	井田	新作	中原	野川	高津	平間	宮崎

」

を

「

小田中 救急隊	1	中原区の区域のうち、小杉御殿町1丁目、小杉御殿町2丁目、宮内1丁目、宮内2丁目、宮内3丁目、宮内4丁目、等々力	小田中	中原※	新作	井田	高津	野川	平間	久地
	2	中原区の区域のうち、新城1丁目、新城2丁目、新城3丁目、新城4丁目、新城中町、下新城1丁目、下新城2丁目、下新城3丁目、上小田中1丁目、上小田中2丁目、上小田中3丁目、上小田中4丁目、上小田中5丁目、上小田中6丁目、上小田中7丁目、今井上町	小田中	新作	中原※	高津	井田	野川	宮崎	平間
	3	高津区の区域のうち、下野毛1丁目、下野毛2丁目、下野毛3丁目	小田中	新作	高津	中原※	井田	野川	宮崎	平間
	4	中原区の区域のうち、下小田中1丁目、下小田中2丁目	小田中	井田	新作	中原※	野川	高津	平間	宮崎

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 ※はデイタイム救急隊並びにフルタイム救急隊を示し、デイタイム救急隊の運用時は、フルタイム救急隊に優先して出場する。なお、以下出場順位を繰下げるものとする。

別表第4 4の項中

「

4	横浜市鶴見区の区域のうち江ヶ崎町、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、梶山一丁目、梶山二丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目	加瀬	南河原	幸	平間	川崎	井田	大島	中原
---	---	----	-----	---	----	----	----	----	----

」

を

「

4	横浜市鶴見区の区域のうち江ヶ崎町、上末吉一丁目、上末吉二丁目、上末吉三丁目、上末吉四丁目、上末吉五丁目、梶山一丁目、梶山二丁目、駒岡一丁目、駒岡二丁目、駒岡三丁目、駒岡四丁目、駒岡五丁目	加瀬	南河原	幸	平間	川崎	井田	大島	中原※
---	---	----	-----	---	----	----	----	----	-----

」

に、5の項中

「

5	横浜市港北区の区域のうち日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、下田町一丁目、下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町五丁目、下田町六丁目	井田	中原	野川	加瀬	新作	平間	小田中	高津
---	---	----	----	----	----	----	----	-----	----

」

を

「

5	横浜市港北区の区域のうち日吉一丁目、日吉二丁目、日吉三丁目、日吉四丁目、日吉五丁目、日吉六丁目、日吉七丁目、下田町一丁目、下田町二丁目、下田町三丁目、下田町四丁目、下田町五丁目、下田町六丁目	井田	中原※	野川	加瀬	新作	平間	小田中	高津
---	---	----	-----	----	----	----	----	-----	----

」

に、6の項中

「

6	<p>横浜市港北区の区域のうち高田町、高田東一丁目、高田東二丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、高田西一丁目、高田西二丁目、高田西三丁目、高田西四丁目、高田西五丁目</p> <p>横浜市都筑区の区域のうち東山田町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山田三丁目、東山田四丁目、南山田町、南山田一丁目、南山田二丁目、南山田三丁目、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目</p>	野川	井田	宮崎	宮前	新作	小田中	高津	中原
---	--	----	----	----	----	----	-----	----	----

」

を

「

6	<p>横浜市港北区の区域のうち高田町、高田東一丁目、高田東二丁目、高田東三丁目、高田東四丁目、高田西一丁目、高田西二丁目、高田西三丁目、高田西四丁目、高田西五丁目</p> <p>横浜市都筑区の区域のうち東山田町、東山田一丁目、東山田二丁目、東山田三丁目、東山田四丁目、南山田町、南山田一丁目、南山田二丁目、南山田三丁目、北山田一丁目、北山田二丁目、北山田三丁目、北山田四丁目、北山田五丁目、北山田六丁目、北山田七丁目</p>	野川	井田	宮崎	宮前	新作	小田中	高津	中原※
---	--	----	----	----	----	----	-----	----	-----

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表による救急隊の出場は被応援側から応援要請のあった場合とし、※はデイタイム救急隊並びにフルタイム救急隊を示し、デイタイム救急隊の運用時は、フルタイム救急隊に優先して出場する。なお、以下出場順位を繰下げるものとする。

別表第5 3の項中

「

3	大田区の区域のうち西六郷一丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、新蒲田一丁目、新蒲田二丁目、新蒲田三丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目、矢口一丁目、矢口二丁目、矢口三丁目	幸	平間	南河原	川崎	藤崎	大島	中原	加瀬
---	--	---	----	-----	----	----	----	----	----

」

を、

「

3	大田区の区域のうち西六郷一丁目、多摩川一丁目、多摩川二丁目、新蒲田一丁目、新蒲田二丁目、新蒲田三丁目、東矢口二丁目、東矢口三丁目、矢口一丁目、矢口二丁目、矢口三丁目	幸	平間	南河原	川崎	藤崎	大島	中原※	加瀬
---	--	---	----	-----	----	----	----	-----	----

」

に、4の項中

「

4	大田区の区域のうち田園調布本町、田園調布南、田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目	中原	平間	小田中	井田	幸	加瀬	高津	南河原
---	---	----	----	-----	----	---	----	----	-----

」

を、

「

4	大田区の区域のうち田園調布本町、田園調布南、田園調布一丁目、田園調布二丁目、田園調布三丁目、田園調布四丁目、田園調布五丁目	中原※	平間	小田中	井田	幸	加瀬	高津	南河原
---	---	-----	----	-----	----	---	----	----	-----

」

に、5の項中

「

5	大田区の区域のうち下丸子一丁目、下丸子二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、千鳥三丁目、南久ヶ原二丁目、鶴の木一丁目、鶴の木二丁目、鶴の木三丁目	平間	中原	幸	加瀬	井田	南河原	川崎	小田中
---	---	----	----	---	----	----	-----	----	-----

」

を

「

5	大田区の区域のうち下丸子一丁目、下丸子二丁目、下丸子三丁目、下丸子四丁目、千鳥三丁目、南久ヶ原二丁目、鶴の木一丁目、鶴の木二丁目、鶴の木三丁目	平間	中原※	幸	加瀬	井田	南河原	川崎	小田中
---	---	----	-----	---	----	----	-----	----	-----

」

に、6の項中

「

6	世田谷区の区域のうち等々力一丁目、等々力二丁目、玉堤一丁目、玉堤二丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、上野毛四丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、中町一丁目、中町二丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川三丁目、玉川四丁目	高津	新作	小田中	中原	久地	宿河原	平間	井田
---	---	----	----	-----	----	----	-----	----	----

」

を、

「

6	世田谷区の区域のうち等々力一丁目、等々力二丁目、玉堤一丁目、玉堤二丁目、尾山台一丁目、尾山台二丁目、上野毛一丁目、上野毛二丁目、上野毛三丁目、上野毛四丁目、野毛一丁目、野毛二丁目、野毛三丁目、中町一丁目、中町二丁目、玉川一丁目、玉川二丁目、玉川三丁目、玉川四丁目	高津	新作	小田中	中原※	久地	宿河原	平間	井田
---	---	----	----	-----	-----	----	-----	----	----

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考 この表による救急隊の出場は被応援側から応援要請のあった場合とし、※はデイタイム救急隊並びにフルタイム救急隊を示し、デイタイム救急隊の運用時は、フルタイム救急隊に優先して出場する。なお、以下出場順位を繰下げるものとする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第10号

局 内 一 般

消 防 署

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のよ

うに定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原 田 俊 一

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓
令川崎市消防局警防規程（平成28年消防局訓令第3号）
の一部を次のように改める。

別表第1川崎市中原消防署の項を次のように改める。

川 崎 市 中 原 消 防 署	本署	中原指揮情報隊 (中原指揮)				
		中原第1消防隊 (中原1)	中原救助隊 (中原救助)		中原救急隊 (中原救急)	
		☆中原第2消防隊 (中原2)			中原デイタイム 救急隊 (中原デイ救急)	
		中原はしご消防隊 (中原はしご)				
		☆中原震災工作隊 (中原震災)				
		☆中原大型ポンプ消防隊 (中原大型)				
	苅宿 出張所	苅宿消防隊 (苅宿)				
	井田 出張所	井田消防隊 (井田)		井田救急隊 (井田救急)		泡放射砲 (砲2号)
	小田中 出張所	小田中消防隊 (小田中)			小田中救急隊 (小田中救急)	

別表第2中注以外の部分を次のように改める。

本部長	副本部長	統括者	班名	班長	任務	担当業務
消防長	警防部長	警防課長	指揮班	警防係長	指揮統括 作戦 分析 救助	1 消防指揮本部の設置発令に関すること。 2 動員の発令に関すること。 3 災害現場との連絡調整等に関すること。 4 消防隊等の運用に関すること。 5 応援消防隊等の要請に関すること。(関係書類の作成を含む。) 6 応援消防隊等の運用等に関すること。 7 避難対策に関すること。 8 作戦会議の運用に関すること。
		救急課長	救急班	救急管理係長	救急統括 調整	1 救急対策に関すること。(病院調査を含む。) 2 救急資機材に関すること。 3 応急救護所の設置・運用に関すること。 4 応援救急隊との連絡調整に関すること。 5 救急に関する即報の作成に関すること。
		航空隊長	航空班	航空係長	航空統括 運航管理	1 航空隊及び応援航空隊の指揮並びに運用に関すること。 2 臨時離着陸場の選定及び基幹臨時離着陸場の運用管理に関すること。 3 航空機による広報及び情報収集に関すること。 4 航空情報(ノータム)発出の要請及び航空臨時情報に関すること。
		指令課長	通信班	指令課担当課長(指令統制担当)	通信統括 施設	1 消防指揮本部の通信施設設置及び管理に関すること。 2 消防通信の運用及び統制に関すること。 3 気象情報の収集伝達に関すること。 4 応援消防隊等の消防通信の運用及び統制に関すること。
	総務部長	庶務課長	庶務班	庶務係長	調整統括 報道 災害記録	1 市三役、議会、国、県等関係機関との連絡調整に関すること。 2 応援消防隊等の宿泊施設の確保に関すること。 3 応援消防機関との連絡調整に関すること。 4 報道対応及び情報提供に関すること。 5 災害記録に関すること。
		施設設備課長	調達班	担当係長(施設)	調達統括	1 警防資機材、燃料、食料、飲料水等の調達及び供給に関すること。 2 廉倉等施設の保守に関すること。 3 消防機械等の応急修理及び整備に関すること。
		人事課長	人事班	人事係長	人事統括 労務管理	1 職・団員の動員及び参集状況の把握に関すること。 2 職・団員及び応援消防隊員等の労務管理並びに輸送に関すること。 3 職・団員の安全衛生に関すること。
	予防部長	予防課長	調査班	予防係長	調査統括 報告	1 消防相談に関すること。 2 火災等即報の作成に関すること。 3 原因調査等に関すること。
		査察課長	情報班	査察計画係長	情報統括 報告	1 各種情報の収集に関すること。 2 各方面の報告事項の統括に関すること。
		保安課長	集計班	担当係長(危険物)	集計統括 被害	1 災害活動状況の集計に関すること。 2 被害状況の集計に関すること。 3 危険物関係の即報の作成に関すること。
		消防長が指定する職員	担当課長(企画担当)	派遣班	計画係長	市災害対策本部、神奈川県庁(緊急消防援助隊関係)、神奈川県石油コンビナート等防災本部等との連絡調整に関すること。(企画担当、警防課、保安課)

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第11号

局内一般
消 防 署

川崎市消防救助隊規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

川崎市消防長 原田俊一

川崎市消防救助隊規程の一部を改正する訓
令

川崎市消防救助隊規程(平成19年3月15日消防局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中、「特別高度救助隊統括隊長」を「川崎市消防救助隊統括隊長」に、「警防部警防課救助隊指導担当係長」を「警防部警防課担当係長〔救助隊指導〕」に、「特別高度救助隊を統括するとともに」を「川崎市消防救助隊を統括するとともに」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会規則**川崎市教育委員会規則第4号**

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課	
	健康教育課	

」

を

「

学校教育部	指導課	
	支援教育課	
	健康教育課	

」

に改める。

第4条の表中

「

職員部

」

を

「

職員部

(1) 教職員の服務観察及び相談に関すること。」

に、

「

学校教育部

」

(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

(2) 学校運営の支援に関すること。」

を

「

学校教育部

」

(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

(2) 学校運営の支援に関すること。

(3) 新小倉小学校の開校準備に関すること。」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第5号

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一

部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則(令和2年川崎市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「標準」を「標準点」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会規則第6号

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則

規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和43年川崎市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会告示**川崎市教育委員会告示第7号**

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和6年3月19日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

1 日 時 令和6年3月26日(火) 14時00分から

2 場 所 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

3 議 事

議案第47号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第48号 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第49号 川崎市立学校の教職員の休職者の給与

に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第50号 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第51号 通学区域の一部変更について

議案第52号 川崎市教職員育成指標の一部改正について

議案第53号 川崎市重要郷土資料の指定について

議案第54号 「不登校対策の充実に向けた指針」(案)の策定について

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第8号

令和6年3月19日川崎市教育委員会告示第7号につきまして、次のとおり議事を変更いたします。

令和6年3月21日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

1 日 時 令和6年3月26日(火) 14時00分から

2 場 所 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

3 議 事

議案第47号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

議案第48号 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第49号 川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第50号 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第51号 通学区域の一部変更について

議案第52号 川崎市教職員育成指標の一部改正について

議案第53号 川崎市重要郷土資料の指定について

議案第54号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第55号 「不登校対策の充実に向けた指針」(案)の策定について

4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第9号

川崎市文化財保護条例(昭和34年川崎市条例第24号)第2条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり川崎市

重要郷土資料の指定を行ったので、同条例第7条の規定に基づき告示する。

令和6年3月26日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

名 称	員 数	年 代	所 有 者	所 在 地
市ノ坪の富士講関係資料(木造食行身禄坐像及び造像記ほか関連文書類)	一括	江戸時代～明治時代	個 人	中原区市ノ坪

教育委員会訓令

川崎市教育委員会訓令第2号

事務局各課
各教育機関

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

川崎市教育委員会
教育長 小田嶋 満

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程(平成18年川崎市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「の教職員」の次に「(以下「評価対象者」という。)」を加える。

第3条第2項中「前条に規定する教職員」を「評価対象者」に改める。

第5条の見出しを「(評価者及び確認者)」に改め、同条中「、教育長」を「、教育次長」に改め、「会計年度任用職員以外の」を削り、「別に定める職位ごとの区分に従い決定する評価」を「別に定める区分に従い評価を決定すること」に改め、同条ただし書きを削る。

第6条第1項中「第1号様式の1から第15号様式までの用紙に記録して」を「教育長が別に定める自己観察記録及び観察指導記録を用いて」に改め、「行い」の次に「、観察指導者は」を加え、「教育長に」を「確認者に」に改め、同条第2項中「教職員」を「評価対象者」に、「自己観察書」を「自己観察記録」に、「記載し」を「記録し」に、「記載する」を「記録する」に改め、同条第3項中「自己観察書」を「自己観察記録」に、「記載する」を「記録する」に、「会計年度任用教職員を含めた教職員」を「評価対象者」に改め、同条第4項中「記載する」を「記録する」に改める。

第7条第2項中「教職員」を「評価対象者」に改め、「除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、「職員本人」

を「本人」に改める。

第8条中「教職員」を「評価対象者」に改め、「又は管理責任者」を削る。

第9条第1項中「又は管理責任者」を削り、「自己観察書」を「自己観察記録」に改める。

第10条の見出し中「及び処理責任者」を削り、同条中「及び処理委託者は」を「、教育次長をもって充て」に改める。

第1号様式の1から第15号様式までを削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市教育委員会訓令第3号

事務局各課

各教育機関

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月27日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋 満

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市立学校の教職員の休職者の給与に関する規程(平成19年川崎市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び看護短期大学」を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

川崎市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条第1項の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書について、令和5年4月9日執行の川崎市議会議員選挙候補者瀬山輝彦(川崎区選挙区)に係る出納責任者から訂正の届出があったことに伴い、川崎市議会議員選挙における各候補者の収支報告書の要旨を公表した告示(令和5年川崎市選挙管理委員会告示第25号)の一部を次のように訂正します。

令和6年3月21日

川崎市選挙管理委員会

委員長 山田 益男

瀬山輝彦の第1回分収支報告書の要旨のうち、期間の欄「3月26日」を「3月22日」に改め、収入の欄主たる寄附中に「神奈川維新の会 政治団体 500,000」を加え、同欄今回計「77,081」を「577,081」に改め、同欄総計

「77,081」を「577,081」に改める。

人事委員会規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

川崎市人事委員会

委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第1号

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条の6第1項中「同項又は同条第3項」を「条例第8条の2第2項又は第3項」に改める。

第5条の8中「第5条の6第1項中「同項又は同条第3項」とあるのは「同条第4項において準用する同条第2項又は第3項」と、」を「第5条の6第1項、第2項及び第5項並びに前条第1項及び第2項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第4項において準用する同条第2項又は第3項」と、第5条の6第1項中」に、「と同条」を「同条」に改め、「第2項及び第5項並びに前条第1項及び第2項中「第8条の2第2項又は第3項」とあるのは「第8条の2第4項において準用する同条第2項又は第3項」と、第5条の6」を削り、「それぞれ」及び「有無又は」の次に「同条第4項において準用する」を加える。

別表第3中「7月1日」を「6月1日」に改める。

別表第3の付表第2中

「

採用等の日の属する月	日数
6月	5日

」

を

「

採用等の日の属する月	日数
6月	5日

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第2号

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年川崎市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第5の13の項中「7月1日」を「6月1日」に改める。

別表第5の付表第2中

「

7月1日から9月30日までにおける任用期間の月数		
3月	2月	1月

」

を

「

6月1日から9月30日までにおける任用期間の月数		
3月以上	2月	1月

」

に、同表備考中「7月1日」を「6月1日」に改め、同表備考に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、会計年度任用職員の6月1日から10月31日までにおける任用期間(人事委員会の定める期間を含む。)が30日未満の場合の日数は、0日とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職手当に関する規則(平成15年川崎市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「本庁舎等整備推進室長」及び「看護短期大学事務局長」を削り、「こども家庭センター所長」を「南部児童相談所長」に改め、「こども家庭センター副所長」を削り、「児童相談所長」を「児童相談所長(南部児童相談所長を除く。)」に改める。

別表第2看護短期大学の部を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第4号

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成4年川崎市人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ウ及び第3条第1項第2号ウ中「、学科長」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第5号

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則(昭和46年川崎市人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「、看護短期大学」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第6号

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年川崎市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 条例第2条第1項第1号に該当するもの 別表第1に掲げる団体
別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

名称
公益財団法人川崎市産業振興財団

別表第3中

一般財団法人救急振興財団

を

一般財団法人救急振興財団
地方税共同機構
公益社団法人国民健康保険中央会
社会福祉法人川崎市社会福祉協議会

に改める。

別表第4中

首都高速道路株式会社

を

首都高速道路株式会社
川崎未来エナジー株式会社

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第7号

川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の退職管理に関する規則(平成28年川崎市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号及び第13条第1号中「及び看護短期大学学長」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第8号

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年川崎市人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び川崎市立看護短期大学」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

川崎市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

川崎市人事委員会
委員長 瀧 峰 雅 介

川崎市人事委員会規則第9号

川崎市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の定年等に関する規則(昭和60年川崎市人委規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「次の各号」を「次の表の左欄」に、「それぞれ当該各号」を「右欄」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

区分	管理監督職
校長等の特定管理監督職群	市立学校の校長、副校長及び教頭並びに教育委員会事務局及び総合教育センターの管理監督職のうち市立学校の校長、副校長又は教頭を配置する職

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

職員共済組合告示

川崎市共済告示第1号

川崎市職員共済組合定款(昭和37年12月1日共済告示第4号)の一部を変更したのでここに告示する。

令和6年3月29日

川崎市職員共済組合
理事長 伊 藤 弘

第34条の2第1項の表中「1,000分の42.0」を「1,000分の53.2」に、「1,000分の2.8」を「1,000分の2.59」に改める。

第34条の3中「1,000分の84.0」を「1,000分の106.4」に改める。

第35条の2中「令和5年度」を「令和6年度」に、「2,105円」を「2,305円」に改める。

附 則(令和6年3月29日共済告示第1号)

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第34条の2第1項及び第34条の3の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

職員共済組合公告

川崎市共済公告第3号

地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第46条の2第1項の規定に基づき、任意継続組合員の平均標準報酬月額について次のとおり公告します。

令和6年3月29日

川崎市職員共済組合
理事長 伊藤 弘

平均標準報酬月額 410,000円

ただし、令和6年4月から令和7年3月までの各月に徴収すべき任意継続掛金について適用します。

川崎区告示

川崎市川崎区告示第1号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 8-37	令和6年3月12日

川崎区公告

川崎市川崎区公告第52号

次の後期高齢者医療保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和6年3月15日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 别	この公告により 変更する納期限	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	9期		計1件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第53号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第7期	令和6年3月30日 (第7期)	計2件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第54号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第7期	令和6年3月30日 (第7期)	計1件
令和5年度	後期高齢者 医療保険料	第8期	令和6年3月30日 (第8期分)	計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第55号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達す

べきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第56号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第10期	令和6年3月30日 (第10期)	計11件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第57号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一
(別紙省略)

川崎市川崎区公告第58号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手しうる日	件数・備考
令和5年度	国民健康保険料	7期	令和6年3月30日 (7期)	計1件
令和5年度	国民健康保険料	8期	令和6年3月30日 (8期)	計41件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第59号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第11期	令和6年3月30日	計16件
令和5年度	介護保険料	第10期	令和6年3月30日	計3件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第60号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第61号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高

齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第62号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年3月22日

川崎市川崎区長 中山 健一

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第63号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年3月22日

川崎市川崎区長 中山 健一

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第64号

次の国民健康保険料等に係る差押調書(謄本)を別紙

記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月25日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第65号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月29日

川崎市川崎区長 中山 健一

(別紙省略)

幸区公告

川崎市幸区公告第13号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市幸区長 赤坂 慎一

川崎市幸区公告第14号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市幸区長 赤坂慎一

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第10期	令和6年3月30日	計1件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第15号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年3月25日

川崎市幸区長 赤坂慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市幸区公告第16号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年3月25日

川崎市幸区長 赤坂慎一

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

中原区公告

川崎市中原区公告第17号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市中原区長 板橋茂夫

川崎市中原区公告第18号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	介護保険料	第10期	令和6年3月30日	計2件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第19号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市中原区長 板橋茂夫

年度	科目	期別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数 ・ 備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第7期	令和6年3月30日	計4件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第20号

国民健康保険料に係る差押調書等を別紙記載の者に送

達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

(別紙省略)

高津区公告

川崎市高津区公告第16号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市高津区長 高橋 友弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	国民健康保険料	第1期分	令和6年3月30日 (第1期分)	計2件
令和5年度	国民健康保険料	第2期分	令和6年3月30日 (第2期分)	計2件
令和5年度	国民健康保険料	第3期分	令和6年3月30日 (第3期分)	計2件
令和5年度	国民健康保険料	第4期分	令和6年3月30日 (第4期分)	計2件
令和5年度	国民健康保険料	第5期分	令和6年3月30日 (第5期分)	計3件
令和5年度	国民健康保険料	第6期分	令和6年3月30日 (第6期分)	計1件
令和5年度	国民健康保険料	第7期分	令和6年3月30日 (第7期分)	計5件
令和5年度	国民健康保険料	第8期分	令和6年3月30日 (第8期分)	計6件
令和5年度	国民健康保険料	第9期分	令和6年3月30日 (第9期分)	計54件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第17号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法

(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市高津区長 高橋 友弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	介護保険料	第11期	令和6年3月30日 (第11期分)	計6件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第18号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市高津区長 高橋 友弘

年度	科目	期別	滞納処分に着手し得る日	件数・備考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第8期分	令和6年3月30日 (第8期分)	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第19号

差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条及び地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月26日

川崎市高津区長 高橋 友弘

(別紙省略)

川崎市高津区公告第20号

国民健康保険料に係る差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準

用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月27日

川崎市高津区長 高橋友弘

(別紙省略)

宮前区公告

川崎市宮前区公告第17号

差押調査(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月18日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第18号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第19号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)第143条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第20号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第21号

国民健康保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月29日

川崎市宮前区長 南昭子

(別紙省略)

川崎市宮前区公告第22号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年3月29日

川崎市宮前区長 南昭子

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります)提起することができます。
(別紙省略)

川崎市宮前区公告第23号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権

消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和6年3月29日

川崎市宮前区長 南 昭子

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求することができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があつたことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

多摩区公告

川崎市多摩区公告第14号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市多摩区長 藤井智弘

川崎市多摩区公告第15号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市多摩区長 藤井智弘

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数 ・ 備 考
令和5年度	後期高齢者医療保険料	第8期	令和6年3月30日	計2件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第16号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市多摩区長 藤井智弘

麻生区公告

川崎市麻生区公告第18号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市麻生区長 山本奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第19号

後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日

川崎市麻生区長 山本奈保美

(別紙省略)

川崎市麻生区公告第20号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和6年3月19日
川崎市麻生区長 山本 奈保美
(別紙省略)